



カトリック中央協議会
CATHOLIC BISHOPS' CONFERENCE OF JAPAN

会 報

《2020年5・6・7・8月号（579号）》

目 次

報 告	
・ 常任司教委員会	1
・ 社会司教委員会	6
・ 難民移住移動者委員会	7
・ カリタスジャパン	10
・ 正義と平和協議会	13
・ 部落差別人権委員会	15
・ 日本キリスト教連合会	16
・ 子どもと女性の権利擁護のためのデスク	20
・ 中央協議会事務局（総務）	21
公文書	23

常任司教委員会

■3月定例常任司教委員会

日 時 2020年3月12日（木）10:00-14:00

場 所 日本カトリック会館 会議室2

出席者 委 員 7人

事務局 6人

報 告

1. Pax Christi International 世界大会延期について

2020年5月18日-22日に広島で開催予定のPax Christi International 世界大会が、新型コロナウイ

ルス流行の影響により、延期されるとの通知が届いたことが報告された。集会の開会ミサには、可能な限り全司教が参加することが本年2月の定例司教総会で決議されていた。

2. 教皇訪日を終えての日本カトリック障害者連絡協議会からの報告について
日本カトリック障害者連絡協議会から、司教協議会会長の高見三明大司教と事務局担当司教の大塚喜直司教あてに、教皇ミサに関する報告書が提出された。参加メンバーからのアンケートに基づく詳細な報告書であるため、今後の大規模大会の障害者対応の参考とし、資料にまとめる。
3. 社会司教委員会関連の今後の予定について
社会司教委員会委員長の浜口末男司教から、以下2件の報告が行われた。
 - ①2020年12月の「司教のための社会問題研修会」開催
本年の「司教のための社会問題研修会」は、12月11日(金)－12日(土)に国立療養所栗生楽泉園(群馬・吾妻郡草津)でハンセン病問題についての現地学習を行うこととし、部落差別人権委員会に同研修会の準備を依頼する。
 - ②韓国・済州教区のカン・ウイル司教への講師依頼
エコロジー問題検討会で、韓国司教協議会のエコロジー問題の取り組みについて勉強するため、韓国・済州教区のカン・ウイル司教を講師として招く。
4. 中央協議会口座の東日本大震災復興義援金残高について
2月29日現在の中央協議会口座の東日本大震災被災者のための義援金残高とその用途に関する報告が行われ、義援金総額は73,542,948円、支出合計は66,958,661円、残高は6,584,287円となった。
5. 教皇訪日司教団公式答礼巡礼中止について
本年6月に予定されていた教皇訪日司教団公式答礼巡礼は、新型コロナウイルス流行の影響により中止とすることを決定した。

審 議

1. 2020年平和メッセージについて
本常任司教委員会に高見三明大司教から提出された「2020年司教団平和メッセージ」案を全司教に送付し、4月20日までに意見を収集して、5月13日に開催する特別臨時司教総会で確定できるよう準備を進める。
2. 「すべてのいのちを守るための月間」の内容について
本年2月の定例司教総会において確定した「すべてのいのちを守るための月間」の取り組み内容について検討し、同定例司教総会と本常任司教委員会の諸意見を反映させた具体的事項を作成し、4月常任司教委員会に諮る。また、同月間の祈り(案)については、本常任司教委員会の諸意見を参考に典礼委員会で検討してもらうよう依頼する。
3. 日本の教会における「司祭の生涯養成プログラム」について
司祭生涯養成部門から提出された「日本の教会における司祭生涯養成プログラム」については、本常任司教委員会の諸意見に基づき修正を行い、公式に発表する前に各教区の司祭評議会などにも諮るため、全司教に送付し5月末までに意見を収集する。
4. アマゾンシノドス後の教皇文書邦訳について
アマゾンシノドス後の教皇使徒的勧告“Querida Amazonia”の邦訳をカトリック中央協議会から発行する。
5. 日本カトリック司教協議会としての災害対応規約について
カリタスジャパンから提出された日本カトリック司教協議会災害対応担当司教内規案およびカトリック中央協議会復興支援室内規案を参考に、日本カトリック司教協議会としての災害対応規約案を作成し、4月の常任司教委員会で再度検討を行う。
6. 『今こそ原発の廃止を』(英語版)について
『今こそ原発の廃止をー日本のカトリック教会の問いかけ』のカトリック中央協議会のウェブサイト以外での広報の方法については、社会司教委員会が提案した方法で社会福音化推進部が対応を行う。

7. 中央協議会発行出版物の企画承認について

出版審議会から提出された以下の書籍を中央協議会から発行することと出版企画書を承認した。

書籍名 JPブックレット vol.9 「平和は大河のように、正義は海の波のように」(イザヤ 48・18)
— 平和と憲法 2019年～2020年 —

内 容 日本カトリック正義と平和協議会が2019年度に開催した5回の講演会の講演録

8. 2020年度カトリック中央協議会管理職人事について

2020年4月1日付でカトリック中央協議会事務局に福岡教区から派遣される森山信三師に出版部長を依頼する。2020年3月31日付をもって、川口 薫師の出版部長の任を解く。

■4月定例常任司教委員会

開催日 2020年4月22日(水) 稟議にて開催

出席者 委員 7人

事務局 2人

報 告

1. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大に伴う教皇庁および日本司教協議会からの発表文書について

COVID-19感染拡大に伴う教皇庁および日本司教協議会からの発表文書に関する報告が行われた。

2. アジア司教協議会連盟(FABC)総会延期について

本年11月3日-20日にタイのバンコクで開催予定であったFABC総会が、COVID-19感染拡大の影響で延期されるとの通知があった。

3. 平賀司教引退とアベイヤ司教の福岡教区司教任命について

2020年3月18日、教皇フランシスコは仙台教区のマルチノ平賀徹夫司教の引退願いを受理した。空位期間の使徒座管理者には小松史朗神父が任命された。

また、2020年4月14日、教皇フランシスコは福岡教区司教に大阪教区のヨゼフ・アベイヤ補佐司教を任命することを発表した。

4. 2020年第52回国際聖体大会参加募集中止について

COVID-19感染拡大の影響により、第52回国際聖体大会の代表参加者である白浜 満司教は、2020年9月にハンガリーのブダペストで開催予定の国際聖体大会の日本での募集を中止した。

5. ミャンマー司教協議会からの国際青年フォーラムと東南アジア青年集会への日本からの援助金送付御礼について

ミャンマー司教協議会青年司牧担当司祭から、2019年11月27日-30日と12月1日-3日に開催されたミャンマー国際青年フォーラムと東南アジア青年集会への日本からの5,000ドルの援助の御礼と報告書が届いた。

6. 中央協議会口座の東日本大震災復興義援金残高について

3月31日現在、中央協議会の口座に入金された東日本大震災関連の義援金の報告が行われた。義援金総額は73,542,948円、支出合計は、67,055,281円、残高は6,487,667円となった。

7. 2020年4月のカトリック中央協議会新規採用者ならびに人事異動について

カトリック中央協議会事務局の2020年3月31日付の退職者および4月1日付の新規採用者、異動者が報告された。

審 議

1. 2020年5月特別臨時司教総会について

本年5月13日(水)に開催予定であった特別臨時司教総会は、COVID-19感染拡大防止のため中止することを決定した。

2. 2020年平和メッセージについて

本常任司教委員会に提出された諸意見に基づいて「2020年司教団平和メッセージ」案を修正し、全司教に確認後、発表を行う。COVID-19感染拡大防止のために、6月23日に予定していた「沖縄慰霊の日 平和行進」への司教団参加は取りやめる。

3. 「すべてのいのちを守るための月間」の内容について

9月1日-10月4日の「すべてのいのちを守るための月間」の趣意書については、本常任司教委員会に提出された諸意見を加味して修正した内容を承認し、準備を行う。

4. 中央協議会発行出版物の企画承認について

出版審議会から提出された以下の書籍を中央協議会から発行することと出版企画書を承認した。

書籍名 “ABOLITION OF NUCLEAR POWER An Appeal from the Catholic Church in Japan”

内容 『今こそ原発の廃止を 日本のカトリック教会の問いかけ』(2016年カトリック中央協議会)の英訳版(抄訳)

5. 2020年11月常任司教委員会日程について

2020年11月のFABC総会開催を考慮し、本年11月の常任司教委員会の開催を見合わせていたが、COVID-19感染拡大の影響によるFABC総会延期確定を受け、改めて11月常任司教委員会の開催について検討を行い、11月12日(木)に開催することを確定した。

■5月稟議常任司教委員会

開催日 2020年5月3日(日)、28日(木)

出席者 委員 7人

事務局 2人

審議

1. 「すべてのいのちを守るためのキリスト者の祈り」について

典礼委員会から提出された「すべてのいのちを守るためのキリスト者の祈り」のタイトルと内容を常任司教委員会として承認し、全司教の承認を得た後、正式版とする。

2. 「世界広報の日」献金日の移動について

COVID-19の流行にともない、教会に集えないことを考慮し、2020年に限り、5月17日の「世界広報の日」の献金日を11月15日に移動する。

3. 戦後75年日本カトリック司教団平和メッセージ「すべてのいのちを守るため—平和は希望の道のり—」について

本常任司教委員会で出された意見を反映した「すべてのいのちを守るため—平和は希望の道のり—」を、戦後75年日本カトリック司教団平和メッセージとして発表することを承認した。

■6月定例常任司教委員会

日時 2020年6月18日(木) 10:00-14:00

場所 日本カトリック会館 マレラホール

出席者 委員 7人

事務局 7人

報告

1. 新潟教区司教任命について

2020年5月31日、教皇フランシスコは新潟教区司教に神言修道会司祭の成井大介師を任命することを発表した。

2. 駐バチカン日本大使交代について
2020年6月12日付で、駐バチカン日本大使に岡田誠司氏が任命された。
3. 第25回日韓司教交流会延期について
本年10月27日-29日に開催を予定している第25回日韓司教交流会については、世界各国でのCOVID-19の流行を考慮し1年後に延期することが報告された。
4. 第52回国際聖体大会延期について
教皇庁国際聖体大会事務局から本年9月13日-20日に予定されていた第52回国際聖体大会を2021年9月5日-12日に延期する通知が届いた。大会の略称(IEC2020)やテーマ(「わたしの源はすべてあなたの中にある」)および手続き方法に変更はない。
5. 日本聖書協会理事・評議員について
日本聖書協会から役員改選時期にあたり、カトリック教会として派遣している菊地 功大司教(理事)と大水文隆師(評議員)の継続の要請が届いたので、両名とも継続する返答を行った。
6. 教皇訪日を終えた後のアンケート結果について
教皇訪日終了後、2020年2月4日から4月30日まで中央協議会ウェブサイト上で実施したアンケート結果が報告された。
7. 「核なき世界基金」を支援する会発足について
広島教区の白浜 満司教から提出された資料に基づき、任意団体である「核なき世界基金」を支援する会の発足が報告された。

審 議

1. 2020年度第1回臨時司教総会の内容確認について
2020年7月開催の臨時司教総会で取り扱う事項を確認した。なお議案の確定は7月常任司教委員会で行う。
2. 性虐待に対する第三者検証委員会について
子どもと女性の権利擁護のためのデスクから提出された「第三者検証委員会についての検討案」を司教団の基準として承認した。
3. 2021年祈祷の使徒「日本の教会の意向」について
本常任司教委員会に提出された2021年祈祷の使徒「日本の教会の意向」を承認した。
4. 日本の教会における「司祭の生涯養成プログラム」について
本常任司教委員会で一部修正を加えた日本の教会における「司祭の生涯養成プログラム」案を各教区で司祭評議会や顧問会で検討するために、全司教に送信する。
5. 教皇訪日1周年記念行事について
教皇訪日1周年記念ミサは2020年12月9日に予定通り行うが、COVID-19感染拡大防止のため、シンポジウムの開催は見合わせ、教皇訪日1周年を迎えての司教団としての今後の展望やメッセージなどを盛り込んだ内容を検討する。
6. ラジオ・ヴェリタス・アジアからの援助要請について
ラジオ・ヴェリタス・アジアから要請された、フィリピン宣教500年記念のドキュメンタリーフィルム作成費用として、司教団関連費用から5千ドルの援助を行う。
7. 中央協議会発行出版物の企画承認について
出版審議会から提出された以下の書籍を中央協議会から発行することと出版企画書を承認した。
書籍名 パンデミック後の選択
内 容 Life After the Pandemic の邦訳出版
8. 2020年11月常任司教委員会開催日について
日韓司教交流会延期の通知を受け、11月12日(木)に予定されている常任司教委員会を11月5日(木)に変更することを承認した。
9. 2021年司教協議会年間行事予定について
1)2021年度の定例司教総会、臨時司教総会(第1回、第2回)の日程案を以下のとおり2020年度第1回

臨時司教総会に提案する。

2021年度定例司教総会 2021年2月15日(月)－19日(金)

2021年度第1回臨時司教総会 2021年7月12日(月)－16日(金)

2021年度第2回臨時司教総会 2021年12月9日(木)

2)2021年4月－2021年3月までの常任司教委員会の日程を確定した。

社会司教委員会

■第101回社会司教委員会

日 時 2020年2月18日(火) 17:00－20:00

場 所 日本カトリック会館 会議室3

出席者 10人

欠席者 1人

報 告

1. 2020年度「出前研修会」進捗状況について
2. エコロジー問題に取り組むための検討会について
4月から9月は講師を招いて勉強会、9月から12月にかけて提案書を作成し、2021年1月常任司教委員会に提案書を提出する予定。
3. 平和旬間会長談話について
2020年の平和旬間は沖縄の慰霊の日(6月23日)に、司教団メッセージを発表する予定。
4. 5月に広島で開催予定のバックスクリスティ世界大会には、司教協議会会長の高見三明大司教より全司教に参加を呼びかける。

審 議

1. ハンセン病謝罪声明発表後の対応について
部落差別人権委員会委員長の平賀徹夫司教から提出された「ハンセン病謝罪声明発表後の対応に関する提案」について意見交換を行った。
2. 2020年度司教のための社会問題研修会について
社会問題研修会のテーマは「ハンセン病問題」とし、12月11日(金)から12日(土)に栗生楽泉園(群馬・吾妻郡草津)において現地学習を実施する。
3. 『今こそ原発の廃止を』英語版について
6月の教皇訪日答礼巡礼の際に教皇に献上できるよう準備する。
4. 社会司教委員会の顧問について
イエズス会光延一郎師に顧問を依頼し、必要に応じて会議への参加を要請する。
5. 次回(3月12日)の社会司教委員会拡大合同会議について
年に一度、社会司教委員会に社会系委員会の秘書および社会福音化推進部の職員が一同に会し、共通の課題、各委員会・デスクの活動をシェアし、1年間の取り組みについて確認し合う場とする。
6. 2020年の会議予定について
事務局会議、拡大合同会議、定例委員会についての日程確認を行った。

■第36回社会司教委員会事務局会議

日 時 2020年5月14日(木) 16:00-18:00

場 所 ウェブ会議

出席者 5人

報 告

1. 社会司教委員会の顧問交代について
ホアン・マシア師(イエズス会)の後任として、光延一郎師(イエズス会)を社会司教委員会の顧問に任命した。
2. エコロジー問題検討会の今後の予定について
5月の勉強会は新型コロナウイルスのために中止となった。
6月のカン・ウイル司教(韓国・済州教区)の勉強会はネット会議になる見込み。
3. 司教のための社会問題研修会現地学習について
12月に予定している司教のための社会問題研修会現地学習は、現在、部落差別人権委員会で企画検討中である。
4. 部落差別人権委員会のハンセン病に関する冊子について
社会司教委員会と部落差別人権委員会が協力して進めることを確認した。
5. 4月常任司教委員会の結果についての確認
(1)6月23日の慰霊の日の司教団の沖縄訪問は中止。
(2)「すべてのいのちを守るための月間」(9月1日-10月4日)について
(3)『今こそ原発の廃止を 日本のカトリック教会の問いかけ』(2016年カトリック中央協議会)英訳版の出版が承認された。正義と平和協議会の事務局が、発送、在庫管理などの業務を担当する。
6. カリタスジャパン「新型コロナウイルス感染症援助活動協力のお願い」について

審 議

1. 『同和問題』に取り組む宗教者連帯会議(同宗連)、部落問題に取り組むキリスト教連帯会議(部キ連)の担当司教の選出について
「同宗連」、「部キ連」の担当司教を社会司教委員会で互選して決定するよう司教協議会会長より指示があった。社会司教委員会委員長案として浜口委員長から打診する。本人から承諾があったのち、社会司教委員会で稟議を諮り司教協議会会長に報告する。
2. 事務局会議の見直しについて
事務局会議は定例会議の議案作成のためとし、議題に関わる実務担当者が会議に出席する。常任司教委員会前日に常任司教委員会準備の簡単な打ち合わせを行う。

難民移住移動者委員会

■第3回事務局会議

日 時 2020年3月23日(月) 10:00-13:00

場 所 日本カトリック会館 会議室4

出席者 8人

欠席者 1人

報 告

1. 前回議事録を確認した。

2. アドボカシー啓発プロジェクト報告として、東日本入国管理センターとの意見交換会、チャーター機による集団国費送還についての共有があった。
3. 新型コロナウイルス感染症に関する多言語情報のホームページ掲載について
4. 2020年世界難民移住移動者の日のテーマについて
5. 今年度で開催予定の行事、研修会、各専門部会の予定について
6. カリタスジャパンと共同作成する、排除ZEROキャンペーン報告書について

審 議

1. 入管収容問題キャンペーンの目的とコンセプトを再確認し、内容および予算について検討した。
2. ベトナム対応チームが作成した、ゆるしの秘跡リーフレット（日越）案について検討した。
3. ベトナム語版HIV啓発リーフレットの内容について検討した。
4. AOS100周年に向けた取り組みについて検討した。

■第4回事務局会議

日 時 2020年4月23日（木）10:00－12:00

場 所 ウェブ会議

出席者 9人

報 告

アドボカシー啓発プロジェクト報告として、コロナ禍における外国籍の人々の現状、政府や民間団体の支援動向などの情報について共有があった。

審 議

1. 新型コロナウイルスの流行に関する緊急の取り組みについて継続検討を行った。行政の支援からこぼれ落ちている外国籍の人々への支援に向けて、教区担当者や言語別担当者、委員に聞き取り調査を行い、状況とニーズを確認する。
2. 緊急援助金審査を行い、在日ベトナム人緊急食糧プロジェクトへの支援を決定した。
3. 今後の予定を確認し、事務局会議は当面ウェブ会議で開催することを決定した。

■第5回事務局会議

日 時 2020年5月19日（火）13:30－15:30

場 所 ウェブ会議

出席者 9人

報 告

前回議事録を確認した。

審 議

1. 教区担当者や委員へのコロナ対応ニーズ調査の結果を受けて、緊急の取り組みを検討し、下記の実施について確認した。
 - ・外国人技能実習生権利ネットワークの弁護士、労働問題の専門家などと協働し、ベトナム人技能実習生の労働問題、在留資格に関する相談に対応する、一日相談窓口（ホットライン）を開催する。
 - ・多言語のコロナ関連情報をホームページに掲載する。
 - ・カトリック教会とつながっている外国籍の人々の中でも、政府の特別定額給付金の対象外の仮放免

者、非正規滞在者への支援を検討する。

- ・特別定額給付金の対象となっている外国籍の人は、もれなく給付金を受け取れるよう、申請のサポートを呼びかける。
2. 5月開催予定の定例委員会は中止としたが、定例委員メンバー間の情報交換会を、6月2日にウェブ会議で行うことを確認した。

■2019年度難民移住労働者問題キリスト教連絡会（難キ連）世話人会

日 時 2020年6月3日（水）13:00－15:00

場 所 ウェブ会議

出席者 カトリックより1人

議 題

1. 2019年度活動報告、会計報告
2. 2020年度活動計画
3. 今後の活動方針、体制、財政について

佐藤直子事務局長が退任した後、難キ連としてミャンマー人児童の母語・継承語講座を行う NPO 法人と協働で在日外国人児童の学習支援を実施してきた。新型コロナウイルスの影響もあり、実質動いていない状況が続いている。今後、難キ連としてどのようなあり方にしていくのかを検討した。アドボカシーに関わるネットワーク組織を中心とするか、あるいは学習支援などプロジェクトを実施する団体にするのかについて、さまざまな意見があった。引き続き検討する必要がある、運営委員会でも一度話し合っていくことになった。

■新型コロナ・ベトナム人技能実習生ホットライン

日 時 2020年6月9日（火）10:00－16:00

場 所 イエズス会 岐部ホール 404号室（東京・千代田区）

新型コロナウイルスの影響を受ける在日ベトナム人からの相談が、カトリック司祭や修道者に多数寄せられ、生活困窮の訴えに対する食糧支援活動が4月より開始された。相談者の半数である技能実習生の労働相談に対応し、相談連携のコーディネートを目的に、外国人技能実習生権利ネットワーク（実習生ネット）と共催、移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）、イエズス会社会司牧センターとの協力で、SNS と電話による相談ホットラインを開催した。当日は、札幌、岐阜（名古屋）、大阪、北九州の拠点に、カトリック教会と実習生ネットの関係者が集まり、40件を超える相談対応を行った。新型コロナ禍の影響による相談のほか、制度上の問題による相談も寄せられ、そのうち緊急ケースについては、相談者の居所近くの支援団体、各地拠点につなげた。14件の継続相談があり、司牧者への相談も継続して入ってきているため、7月上旬の開催も決定した。また、司牧者をはじめとするベトナム語相談員を主な対象とした相談対応研修会（ウェブ会議）を6月25日に開催することも決まった。

■第6回事務局会議

日 時 2020年6月18日（木）15:00－17:00

場 所 日本カトリック会館 会議室2

出席者 9人

報 告

1. 前回議事録を確認した。
2. アドボカシー啓発プロジェクト報告では、法務省が昨年設置した収容・送還に関する専門部会の提言概要の問題点について、議員懇談会での報告があった。提言の内容は、難民を受け入れない国に舵を切る、難民条約脱退に等しいと思われるようなもので、昨年訪日時、教皇フランシスコから難民の受け入れを呼びかけられた日本の教会として取り組む必要がある。
3. 船員司牧（AOS）部会報告
4. 外キ協、難キ連報告

審 議

1. 新型コロナウイルス対応の緊急取り組みについて、緊急活動、特別定額給付金申請サポートの検討、確認を行った。
2. 新型コロナ・ベトナム人技能実習生ホットラインについて
3. 2020年世界難民移住移動者の日について、準備スケジュールの確認、委員会メッセージの検討を行った。
4. 2020年度今後の予定について
 - ・AOS全国研修会（隔年開催）は、来年に延期する。
 - ・難民移住移動者委員会（J-CaRM）全国研修会は、入管法改定問題を主なテーマとして、9月5日（土）に開催。会場参加のほか、オンライン参加可の方向で準備する（会場未定）。
5. 各部会、言語別チームの現状報告と今後について確認した。人身取引問題に取り組む部会（タリタクム日本）は、6月24日（水）に事務局会議（ウェブ会議）を予定。

カリタスジャパン

■第2回事務局会議

日 時 2020年3月12日（木）11:00-15:00
場 所 日本カトリック会館 会議室9
出席者 8人

報 告

1. 援助部会、啓発部会、事務局報告
2. カリタスジャパン50周年記念事業について
3. 5月の「ラウダート・シ週間」への対応について
4. 『ラウダート・シ』オンライントレーニングへの参加について
5. 国際カリタスからのスタッフ採用管理基準導入要請について
6. 『We are Caritas19号』制作スケジュール
7. 災害対応マニュアルを使ったスタッフトレーニング準備
8. Japan Youth Day 2020への対応準備
9. 募金活動の進捗

審 議

4月28日カリタスジャパン委員会・部会合同会議の議題を検討。

次回日程 2020年5月27日（水）11:00-14:00 日本カトリック会館

■第2回援助審査会会議

日 時 2020年3月16日(月) 13:00-16:00

場 所 日本カトリック会館 会議室4

出席者 7人

審 議

援助申請 計11件(国内4、海外7)を審査、国内4件の援助を決定、海外5件を次回援助部会へ付託し、2件を却下とした。

次回日程 2020年5月12日(火) 13:00-16:00 日本カトリック会館

■第2回援助部会会議

日 時 2020年4月28日(火) 10:00-11:30

場 所 ウェブ会議

出席者 9人

審 議

1. 援助審査 以下1件を承認した。
カリタスウガンダ「持続可能な農業支援事業3/3年目」 50,019ドル
2. カリタスインターナショナル Covid-19 関連共同ファンドへの拠出検討。
カリタスジャパンから 国際カリタスに 10万ドル拠出が決定した。
3. コロナ関連支援の援助プロセスの確認と申請要項の詳細を検討した。

次回日程 2020年6月16日(火) 14:00-16:00 ウェブ会議

■第3回援助審査会会議

日 時 2020年5月12日(火) 13:00-14:30

場 所 ウェブ会議

出席者 6人

審 議

援助審査 計7件(国内4、海外3)を審査、国内3件の援助を決定、海外3件を次回援助部会へ付託、国内1件を保留とした。

次回日程 2020年9月1日(火) 13:00-16:00 日本カトリック会館(コロナの状況次第ではウェブ会議)

■第3回事務局会議

日 時 2020年5月27日(水) 14:00-15:00

場 所 ウェブ会議

出席者 9人

報 告

1. 援助部会、啓発部会、事務局の活動状況が報告された。

2. 新型コロナウイルス感染症緊急募金および、同緊急援助について報告された。
3. ニュースレター『We are Caritas19号』の制作進捗が報告された。

審 議

1. ウェブサイトの記事更新（個人名の記載の仕方、募金終了の周知）について検討した。
2. スタッフ採用管理基準導入の進め方について確認した。
3. 6月16日のカリタスジャパン委員会・部会合同会議の議事、開催方法について検討した。
4. 全国教区担当者会議開催日程（10月6日－7日）について確認した。

次回日程 2020年8月予定

■第3回カリタスジャパン援助部会会議

日 時 2020年6月16日（火）13：00－16：00

場 所 ウェブ会議

出席者 8人

審 議

1. 援助審査 国内災害（新型コロナ関連）22件、海外3件を審査、以下18件を承認、5件(海外1、国内4)を保留、2件(海外1、国内1)を却下とした。
 - (1) ケニア「洪水と地滑り、コロナ感染拡大緊急支援」10,000ユーロ
 - (2) 北関東医療相談会「外国人生活困窮者支援」1,000,000円
 - (3) カリタス南相馬「福島県浜通り・宮城県南部の生活困窮者、滞日外国人、技能実習生支援」500,000円
 - (4) 一般社団法人 震災復興子ども支援「コロナ禍子ども支援」800,000円
 - (5) カトリック東京国際センター「コロナ禍子ども支援」2,000,000円
 - (6) 福信館炊き出しの会「野宿生活を余儀なくされた人への緊急自立支援」2,000,000円
 - (7) 聖マリアンナ医科大学「コロナ感染症拡大防止」2,000,000円
 - (8) シナピス「難民移住者への生活・医療・自助活動」2,000,000円
 - (9) 名古屋難民支援室「東海地方に暮らす難民申請者の困窮及び孤立防止」1,000,000円
 - (10) 社団法人 慈生会「ナザレットの家（入り口の手洗い設置）」300,000円
 - (11) 一般社団法人 あじいる「お米で緊急支援（フードバンク）」1,400,000円
 - (12) 一般社団法人 ミナー「首都圏で暮らす難民の孤立防止」1,000,000円
 - (13) 日本国際社会事業団 「困窮する外国人と孤立する母子への食糧・医療支援」1,000,000円
 - (14) 難民支援協会「コロナ禍において生活に困窮している難民へのアウトリーチ事業」1,996,400円
 - (15) ほしのいえ「路上生活者等の食料支援」2,000,000円
 - (16) 抱樸「生活困窮者の住居・食料支援」500,000円
 - (17) NPO法人レジリエンス「DV被害者のためのトラウマケア」1,779,832円
 - (18) 和歌山ホームレス支援機構「ホームレス支援」1,300,000円
2. 次回審査会の予定について
 新型コロナ関連の援助申請も増えているため、次回（9月1日）より前に、臨時で審査会を7月16日（木）13：00－16：00、ウェブ会議で開催する。

次回日程 2020年9月8日（火）14：00－16：00 日本カトリック会館

（コロナの状況次第ではウェブ会議）

正義と平和協議会

■事務局会議

日 時 2020年4月21日(火) 13:00-16:30

場 所 ウェブ会議

出席者 5人

報 告

1. 業務、企画の中間報告
 - (1) パックスクリスティ世界大会は2021年5月に延期
 - (2) 50周年記念誌の作業状況報告
 - (3) 講演録(JPブックレット Vol.9)『平和は大河のように、正義は海の波のように(イザヤ48・18) — 平和と憲法2019年~2020年』および『JP通信4月号』は緊急事態宣言につき発送作業を行えないため、発送を延期する。
 - (4) シスターズアクトは新型コロナウイルス感染防止のため、当分活動を休止。
2. 部会報告
3. 社会司教委員会関係の報告

審 議

1. 中期総合計画ワークショップの振り返りのために臨時定例委員会を5月に開催する(ウェブ会議)。
2. ホームページ作業について
正義と平和協議会のミッションと、「Q&A」の原稿について検討。

■事務局会議

日 時 2020年5月12日(火) 13:30-16:30

場 所 ウェブ会議

出席者 5人

報 告

1. 新型コロナウイルス感染防止のため、各種催しの延期、中止の報告。
2. JP通信、ピース9ニュースレター、発送延期のお知らせを会員にはがきで通知。

審 議

1. 臨時定例委員会(総合計画ワークショップ振り返りのため)の持ち方について討議。
日 時 5月19日(火) 13:30-17:00
参加者 会長、秘書、委員、ワークショップ参加者
開催方法 ウェブ会議
2. 延期になっている全国会議でのシンポジウム「正義と平和協議会の原点について」を、オンラインシンポジウムとしてウェブで行う。講師の日程調整を行う。告知の仕方などを検討した。
3. 改憲対策部会のビデオクリップ配信について
「コロナの時代と福音」をテーマに講師からのメッセージをユーチューブで配信する。
4. 検察庁法改正案については、反対声明を出す。5月15日予定。委員に稟議する。

■臨時定例委員会

日 時 2020年5月19日(火) 13:30-17:00
場 所 ウェブ会議
出席者 23人

報 告

日本カトリック正義と平和協議会会長声明 「政府が検察官人事の独立性を脅かすことは、三権分立の原則に反します」(5月15日)について

審 議

中期総合計画ワークショップ(1月24日-26日実施)振り返り

ワークショップでは正義と平和協議会の歴史を振り返り、正義と平和協議会の強みと弱み、外からのチャンスと脅威、私たちのミッション、ビジョン、バリューを確認して、今後の優先課題 ①組織 ②養成(啓発) ③養成(若者)を導き出した。

本臨時定例委員会では、この3つの優先課題の実現にむけて、各課題の具体化についてのプレゼンテーションと討議を行った。今回の新型コロナウイルス感染症拡大でインターネットの活用が進み、上記課題についても従来の方法からインターネットの活用を求める声が多く、今後の課題になった。今後の事業計画に生かしていく。

■事務局会議

日 時 2020年6月17日(水) 13:30-17:00
場 所 日本カトリック会館 会議室2
出席者 5人

報 告

1. 日本カトリック正義と平和協議会ホームページをリニューアルして、6月1日に再開。
2. 50年記念シンポジウム「正義と平和協議会の原点について」の進捗状況。

日 時 6月20日(土) 15:00-17:30 参加希望者は事前に申し込み。25人の応募者。

3. 正義と平和ワンポイントメッセージ「コロナの時代と福音」の配信について

第1回	中井 淳師	(イエズス会)	6月1日配信	466回視聴
第2回	松浦悟郎司教	(名古屋教区)	6月8日配信	414回視聴
第3回	林 尚志師	(イエズス会)	6月15日配信	125回視聴
第4回	ウエイン・バーント司教	(那覇教区)	6月23日配信予定	

4. 憲法講演録 JPブックレット vol.9 の発送状況報告と、今後の贈呈者についての報告。

5. 第7回9条世界宗教者会議

今年9月の開催予定が、2021年に延期になり、準備委員会から費用についての今後の方針を説明した手紙を受領。

審 議

1. 定例委員会(7月7日)の開催方法と議案について

ウェブ会議での開催にする。時間は13:00-17:00。

議案は、5月19日臨時定例委員会の振り返りと今後の事業について。

本事務局会議で、臨時定例委員会の提案をまとめたものを確認した。

2. 50年誌編集会議の開催について

過去の資料整理を行い、7月中に50年誌の具体的な内容について検討する。

■正義と平和協議会設立 50 年シンポジウム「正義と平和の原点について」

日 時 2020 年 6 月 20 日（土）15:00－17:30

場 所 ウェブ会議

出席者 約 25 人

テーマ、発題者

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 「正義と平和協議会の 50 年を振り返る」 | 弘田しずえ修道女（ベリス・メルセス宣教修道女会） |
| 「70 年代正義と平和協議会と韓国」 | 古屋敷一葉修道女（援助修道会） |
| 「福音と社会正義」 | 光延一郎師（イエズス会） |

内 容

正義と平和協議会設立 50 周年を迎え、創立から今日に至る正義と平和の活動を振り返ろうという趣旨で開催した。本来は 3 月 5 日に都内にて開催のはずだったが、新型コロナウイルス蔓延のために延期し、今回、オンライン形式での開催を試みた。

弘田修道女は創成期から今日に至る 50 年間の活動を大きく振り返り、古屋敷修道女は特に 70 年代韓国との緊密な連帯について報告し、光延師は、正義と平和協議会のこうした活動が、第 2 バチカン公会議以降のカトリック社会思想に裏付けられたものであることを示した。

シンポジウムは、6 月 1 日に 3 年ぶりに再開した、正義と平和協議会ホームページで視聴可能。

URL <https://www.iccjp.org>

部落差別人権委員会

■事務局会議

日 時 2020 年 5 月 7 日（木）14:00－16:00

場 所 ウェブ会議

出席者 10 人

報 告

1. 2020 年度第 1 回事務局会議（1 月 10 日）について
2. 2020 年度第 1 回定例委員会（1 月 22 日）について
3. 社会司教委員会（2 月 18 日）について
4. 2019 年度決算報告
5. 講演会報告（2 月 15 日、講師 林 力さん・ハンセン病家族訴訟原告団長、会場 サクラファミリア）

審 議

1. 全国会議について
5 月の開催予定は延期した。今年度は通常どおりの開催を見合わせることを定例委員会に提案する。
2. 「ハンセン病謝罪声明」発表後の対応について
 - (1) 社会司教委員会から依頼された国立ハンセン病療養所栗生楽泉園（群馬・吾妻郡草津）での「司教のための社会問題研修会」の具体的な検討のため準備会を立ち上げる。
 - (2) 「ハンセン病問題」をテーマとする冊子の発行を社会司教委員会へ提案する。

■定例委員会

日 時 2020年6月8日(月) 14:00-16:30

場 所 ウェブ会議

出席者 13人

報 告

1. 2020年度第1回定例委員会(1月22日)について
2. 社会司教委員会(2月18日)について
3. 2019年度決算報告
4. 2019年度活動報告
5. 講演会報告(2月15日、講師 林 力さん・ハンセン病家族訴訟原告団長、会場 サクラファミリア)

審 議

1. 全国会議について
オンライン会議システムを使い、年内に全国会議を行う。会議のなかで講演会、ワークショップなどは行わず、1日で完了する。
2. 「ハンセン病謝罪声明」発表後の対応について
 - (1) 司教のための社会問題研修会
検討した開催要項(案)を社会司教委員会へ提出する。
 - (2) 「ハンセン病問題」冊子
企画書(案)などを検討した。社会司教委員会へ提案する。
3. 2020年度事業計画
新型コロナウイルスの影響で、合宿研修会、シンポジウムなどは年内に具体化する目途が立たない。
2021年度の事業計画に組み込む。
4. 「新型コロナウイルスと差別」をニューズレターで特集する。

日本キリスト教連合会(日キ連)

■2019年度第3回常任委員会

日 時 2019年12月16日(月) 16:20-17:50

場 所 日本キリスト教会館 会議室(東京・新宿区)

出席者 8人

報 告

1. 日本宗教連盟(日宗連)
 - ・10月16日(水)芝増上寺の明照会館にて幹事会が開かれた。
 - (1) 法務省保護局校正保護振興課より「保護司」の担い手不足への協力依頼があった。
 - (2) 文化庁の京都移転前にTV会議の実験が行われた。
 - (3) 「キャッシュレス化について」の研修継続中。
 - (4) 環境省から「コンタクトレンズ・ケース」の再利用への呼びかけの協力依頼があった。
 - (5) 2020年度国家予算に関する自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」に意見書を提出した。
 - (6) 国税通則法の改正(事前通告なしによる調査…)の動きに関して、次年度より宗教法人実務研修会の課題とすることが決まった。
 - (7) 日本年金機構による厚生年金加入促進問題は、日本宗教連盟として継続して取り扱っている。

- ・文化庁主催の「宗教法人実務研修会」が全国9ブロックで開催され、幹事5人が分担して、「宗教法人の公益性」について説明に当たった。
- 2. 東京都宗教連盟（都宗連）
11月29日（金）神社本庁（東京・渋谷区）を会場に、「宗教法人実務研究協議会」が開かれ、日キ連から11人（石橋委員長を含む）が参加した。
固定資産税について、櫻井圀郎法務顧問を中心に活発な意見が交わされた。「専ら宗教の用に供する」が曲解されている点について質疑が相次いだ。
- 3. 事務局
(1)日キ連あての文書
 - ・「退会願い」1件受理（2019年11月2日付）
- (2)事務局対応
 - ・法人実務・会計実務研修会関係の処理。
 - ・分担金集計・整理 分担金の未納分については、未収金として処理する。
 - ・「キリスト新聞社」クリスマス号・新年号に名刺広告を掲載。

審 議

1. 第44回法人実務・会計実務研修会について
 - ・参加者はスタッフを除き26人（実務18人 会計8人）、アンケート回答者11人。
場所や時期については、概ね賛同。実務と会計に分けているが、合同で学べるような工夫があってもよい。
 - ・会計は13万ほど差損。キャンセル者が多く出たためと思われる。
 - ・来年も研修会を継続して行く方向を確認した。
2. 定期講演会（2月）については、中止とする。
3. 東京都宗教連盟（都宗連）事務局の引継ぎ事項について
2021年から日キ連に担当が回って来るが、次期日キ連事務局の体制では難しい面があるため、カトリック中央協議会に引き受けてもらえるか検討を依頼した。
4. 「退会願い」について
退会届を1件確認した。次年度の総会の承認事項となる。
5. その他
大水委員より、ローマ教皇訪日について報告があった。日キ連から10万円を、「ローマ教皇訪日準備室」へ献金することとした。

次回日程 2019年度第4回常任委員会 2020年3月16日（月）14:00-15:00

日本キリスト教会館（東京・新宿区）

■2019年度第4回常任委員会

日 時 2020年3月16日（月）14:08-15:50

場 所 日本キリスト教会館 会議室（東京・新宿区）

出席者 7人

報 告

1. 日本宗教連盟（日宗連）
 - ・1月31日の理事会・幹事会にて「2020年度計画・予算」を審議した。
 - ・文化庁主催「宗教行政に関するヒアリング会」（2月26日）で「データに見る課題」と題して、発題した。

2. 東京都宗教連盟（都宗連）

- ・1月29日に理事会が開催され、主に東京オリンピック・パラリンピック選手村多宗教センターの運営について協議した。
- ・第1回東京オリンピック・パラリンピック選手村多宗教センター運営委員会（2月28日）に日キ連が選出した以下の3人の運営委員が出席した。
加藤 誠師（日本基督教団世界宣教幹事）、大水文隆師（カトリック中央協議会 常任委員）、マルコ・アントニオ・マルティネス・フランコ師（カトリック東京大司教区東京オリンピック・パラリンピック担当司祭）

3. 事務局

(1) 事務局対応

- ・今年度の分担金を集計した。
- ・東京オリンピック・パラリンピック選手村多宗教センター運営ステアリングコミッティーを3月5日に日本基督教団会議室で開催した。

審 議

1. ・2020年度定期総会について

(1) 日程・場所 2020年4月23日（木）13:00－15:30 日本キリスト教会館

(2) 議事

2019年度活動報告・2019年度決算報告

2020年度活動計画・2020年度予算計画

担当教団交替の件、退会および加入教会（団体）について

(3) 定期講演会（定期総会后）

講師 小谷孝子（千葉県原爆被爆者 友愛会 NPO 法人 ろごす腹話術）

演題 「あっちゃんと語る被爆体験」

- ・新型コロナウイルスの影響を考慮して、以下の形式で開催することが決まった。

総会は開催するが、委任状をとる。

ただし、「2020年度の計画と予算」「東京オリンピック・パラリンピック選手村多宗教センターの運営」に協力する件に関しては、書面による議決を行う。

総会后予定されている「講演会」は延期とする。

常任委員以外の昼食の用意はしない。

- ・2019年度決算の監査は矢萩新一委員が選任されているので、日程を調整して行う。

2. 東京都宗教連盟（都宗連）事務局担当（2021年・2022年の2年任期）について

カトリック中央協議会が引き受けるかどうか、職務内容を確認してから検討したい。現時点では、継続審議とする。

3. 東京オリンピック・パラリンピック選手村多宗教センターについて

道家委員より別紙資料にて概要を説明し、本常任委員会での決議を求めた。

(1) 東京都宗教連盟による運営委員会への派遣者3人（上記掲載）を正式に承認した。

(2) 宗教ボランティア選出のおおよその人数割りについて

カトリック中央協議会・日本基督教団・日本福音同盟（JEA）より各10人

ルーテル・聖公会など5人 計35人とすることが決まった。

(3) 事務局を「日本基督教団事務局内」に設置して、会計担当者、事務連絡担当者、責任者が日本基督教団から、事務スタッフの任に当たることが承認された。

(4) 日本キリスト教連合会の引当金から100万円をこの事業のために繰り入れることを承認した。

4. その他

現在二つ（通常運営と研修会運営）になっている「振替口座」を一つにまとめる。

次回日程 2019 年度第 5 回常任委員会 2020 年 4 月 23 日 (木) 11:00-12:00
日本キリスト教会館 (東京・新宿区)
2020 年度第 1 回常任委員会 2020 年 6 月 12 日 (金) 14:00-16:00
日本福音ルーテル教会事務局 (東京・新宿区)

■2019 年度第 5 回常任委員会

日 時 2020 年 4 月 23 日 (木) 13:00-15:25
場 所 ウェブ会議
出席者 8 人

報 告

1. 日本宗教連盟 (日宗連)
 - ・日本年金機構の「加入促進」に関するアンケートが実施される予定だが、新型コロナウイルス感染拡大予防による影響で遅れている。
 - ・宗教の公益性に関するセミナー「心のバリアフリー」(3 月 25 日、増上寺) は新型コロナウイルス感染拡大予防のため延期となった。
2. 東京都宗教連盟 (都宗連)

3 月 26 日に予定されていた理事会は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止となった。
3. 事務局
 - ・定期総会の準備に関して、お知らせの送付と委任状の集計を行った。
 - ・東京オリンピック・パラリンピック選手村多宗教センター運営ステアリングコミッティーを 4 月 14 日に、ウェブ会議で開催した。

審 議

1. 2020 年度総会について
道家委員は「常任委員会一任」事項による処理案として審議を求めた。一同承認して、総会を開催した。
2. 2019 年度決算監査について
3. 定期講演会延期について
小谷孝子さんによる「あっちゃんと語る被爆体験」講演会は 9 月に延期することが決まった。
4. 日本宗教連盟 理事・幹事・監査 推薦について
理事に大柴譲治委員長、幹事に滝田浩之委員、監査に久保公平委員を推薦することを決定した。
後日理事会で、就任の手続きが行われる。詳細については、道家委員が確認する。
5. 東京都宗教連盟事務局担当 (2021 年 2022 年) について
継続審議となった。
6. 東京オリンピック・パラリンピック選手村多宗教センターについて
ステアリングコミッティー (委員会) と事務局 (日本基督教団) は継続することが決まった。

次回日程 2020 年度第 1 回常任委員会 2020 年 6 月 12 日 (金) 14:00-16:00
日本福音ルーテル教会 (東京・新宿区)

子どもと女性の権利擁護のためのデスク

■定例会議

日 時 2020年3月23日(月) 13:30-16:30
場 所 日本カトリック会館 会議室2
出席者 13人

報 告

1. 2019年度決算(案)について
2. 司教の集い(2020年2月19日)の勉強会について
3. 福岡神学院での講座(2020年2月13日)について

審 議

1. 2019年「聖職者による未成年者への性虐待の対応に関するアンケート」調査報告について
カトリック新聞に掲載する同調査報告について意見交換を行った。
2. 2020年「全国教区担当者の集い」について
2017年に全国、2018年に長崎教会管区、2019年に大阪教会管区で教区担当者の集いを行った。今年は全国の集いを11月27日(金)・28日(土)に開催する予定である。参加対象は、教区担当者および対応委員。各教区2-3人の参加として約50人弱となる見込み。事前に各教区の課題や要望についてアンケートをとり、プログラムを検討する。

■事務局会議

日 時 2020年3月23日(月) 16:30-18:30
場 所 日本カトリック会館 会議室2
出席者 6人

審 議

1. 定例委員会の審議結果を踏まえて、アンケート調査報告書の加筆修正を行った。
2. 今後の予定
4月3日(金) 大分教区相談窓口研修
4月25日(土)、26日(日) 被害支援者研修(SAFER)
4月25日(土) 真生会館講座(蓮沼委員)
5月14日(木) 事務局会議

■事務局会議

日 時 2020年5月21日(木) 14:00-15:30
場 所 ウェブ会議
出席者 6人

審 議

1. 常任司教委員会提出資料について
2019年「聖職者による未成年者への性虐待の対応に関するアンケート」の調査報告と課題を踏まえ、「第三者検証委員会」の基準などについてまとめ、6月常任司教委員会に提案する。

2. 「教会が子どもを守るために『聖職者による児童性的虐待への対応』司教のためのガイドライン」改定作業の進め方について
同ガイドライン作成のための特別編成チームの委員選出、進め方について意見交換を行った。
3. 各教区「セクシャルハラスメント防止に関する宣言文」について
同宣言文を各教区のウェブサイトで公表するよう全教区に促し、今後、当デスクのウェブサイトからもリンクするよう整える。

■事務局会議

日 時 2020年5月25日(月) 14:00-15:30

場 所 ウェブ会議

出席者 6人

審 議

1. 6月常任司教委員会提出資料について
「第三者検証委員会」について検討し、提出資料案を作成した。
2. 「教会が子どもを守るために『聖職者による児童性的虐待への対応』司教のためのガイドライン」について
事前準備として、未成年者保護のための教皇庁委員会のガイドラインテンプレート(英文)を翻訳する。

中央協議会事務局

■総務

5月会議予定

12日(火)	正義と平和協議会事務局会議	日本カトリック会館
13日(水)	社会司教委員会事務局会議	〃
14日(木)	子どもと女性の権利擁護のためのデスク事務局会議	〃
19日(火)	難民移住移動者委員会事務局会議(ウェブ会議)	〃
21日(木)	子どもと女性の権利擁護のためのデスク事務局会議(ウェブ会議)	〃
25日(月)	子どもと女性の権利擁護のためのデスク事務局会議(ウェブ会議)	〃
27日(水)	カリタスジャパン事務局会議	〃

6月会議予定

4日(木)	列聖推進委員会事務局会議(ウェブ会議)	日本カトリック会館
5日(金)	子どもと女性の権利擁護のためのデスク事務局会議(ウェブ会議)	〃
16日(火)	カリタスジャパン合同会議・援助部会会議(ウェブ会議)	〃
17日(水)	カリタスジャパン啓発部会(ウェブ会議)	〃
17日(水)	正義と平和協議会事務局会議	〃
18日(木)	常任司教委員会	〃
18日(木)	難民移住移動者委員会事務局会議	〃
18日(木)	エコロジー問題に取り組むための検討会勉強会	〃
23日(火)	子どもと女性の権利擁護のためのデスク事務局会議(ウェブ会議)	〃
26日(金)	部落差別人権委員会事務局会議(ウェブ会議)	〃

7月会議予定

1日(水)	子どもと女性の権利擁護のためのデスク定例会議(ウェブ会議)	〃
1日(水)	社会司教委員会事務局会議	〃
2日(木)	常任司教委員会	〃
2日(木)	難民移住移動者委員会事務局会議	〃
3日(金)	神学院助祭研修	〃
14日(火)	2020年度臨時司教総会(ウェブ会議)	〃
27日(月)	典礼委員会定例会議	〃
29日(水)	HIV/AIDS デスク定例会議(ウェブ会議)	〃

8月会議予定

無し

<会報 2020 年 5 月号 公文書>

2019 年「聖職者による未成年者への性虐待の対応に関するアンケート」調査報告と課題

2019 年「聖職者による未成年者への性虐待の対応に関するアンケート」調査報告と課題 (日本カトリック司教協議会)

わたしたち司教団は、2002 年以來、日本における「聖職者による性虐待の実態調査」を実施してきました。状況把握の困難や調査方法の不備などのため、報告が大変遅くなりましたが、この度、その結果を公表することになりました。

この機会を借りて、日本のカトリック教会における責任者として、被害者と関係者の方々に深くお詫びいたします。

この調査報告には、教会が抱えている問題、そして今後取り組まなければならない課題が多く含まれており、引き続き、真の実態把握への努力を続けていく所存です。

何よりも、わたしたちはこの結果を真摯に受け止め、このようなことを二度と起こさないよう再発防止に全力を尽くす覚悟です。

皆様方のお祈りとご協力をお願いいたします。

2020 年 3 月 13 日 性虐待被害者のための祈りと償いの日
日本カトリック司教協議会会長
高見三明大司教（長崎大司教区）

はじめに

2002 年に米国ボストン教区で明るみに出た聖職者による性虐待事件をきっかけに、日本カトリック司教団は「子どもへの性的虐待に関する司教メッセージ」¹を公表し、日本における聖職者による性虐待問題に対応するべく、「司教のためのガイドライン」²を作成するためのプロジェクトチームならびに子どもと女性の権利擁護のためのデスク（以降、デスクと記す）を立ち上げた。デスクの大きな役割は、ガイドラインに基づいた仕組みづくりと啓発活動である。

本来、聖職者による性虐待・性暴力の事例は、個々の教区・修道会・宣教会が、その訴えに対して責任を持って対応しなければならない。修道会・宣教会の事例においては、事例に関連する教区の司教に報告を上げ、教区司教は、訴えに関する調査を迅速に行うよう努め、促し、性虐待事例に限って聖座へ報告を行うという手順を踏む。日本においては、聖座への報告と同時に、司教協議会会長への報告を行うよう定めている。現時点では、司教協議会会長への報告が日本の司教協議会への報告（司教団全体が把握する）を意味するものではない。

¹ 日本カトリック司教協議会「子どもへの性的虐待に関する司教メッセージ」2002 年 6 月 21 日

² 日本カトリック司教協議会「教会が子どもを守るために『聖職者による児童性的虐待への対応』司教のためのガイドライン」2003 年 2 月発効

デスクは、ガイドラインの更新、聖座の方針や日本のカトリック教会における対応姿勢などを共有するためのマニュアル³づくり、各教区における体制づくりを、常任司教委員会や司教総会の審議を経て、司教団のもとに進めている。今回の調査では、調査票の作成、データの取りまとめ等を担当した。

今回の調査は日本のカトリック教会における「聖職者による未成年者への性虐待」に限ったものである。性虐待は、リアルタイムで件数として上がってくることは少ない。被害者は、自分が被害を受けたことを認識するまでに時間がかかることや、加害者から口止めをされることなどがその理由である。

また性犯罪は、暗数の多い犯罪でもある。とくに教会という密接なかかわりをもつ共同体の中での性犯罪は、被害者が声を上げることがより難しい。公的機関での公表件数然り、今回の調査においての該当件数も、言葉にできた勇氣ある被害者の数であり、氷山の一角にすぎない。今もなお声を上げられない人がいる可能性は大きく、性虐待・性暴力全体の被害者の実数は把握しきれない。

よって、本調査によって訴えがあがってこなかった教区・修道会・宣教会においても、「被害がない」という短絡的な捉え方をすべきではない。被害者が安心して声を上げられる環境かどうかを見直し、教会全体として、性虐待・性暴力根絶に向けた、たゆまぬ努力が必要である。

I アンケート調査概要

2019年5月、教皇フランシスコの意向を受け、司教協議会会長（高見三明大司教）は全16教区司教に向けて、「未成年者への性虐待の対応に関するアンケート」を実施した。本調査の目的は、日本の教会が未成年者への性虐待に関する対応についての実態を把握し、今後の対策を検討することである。なお、より正確な状況を把握するため、2019年10月に40の男子修道会・宣教会、77の女子修道会・宣教会に向けても、同様の追加調査を行った。

質問内容は、事例内容の報告（事件発生・発覚時期、被害時の年齢、申告や相談方法、被害内容・対応・結果、加害聖職者（被疑者）の氏名・認否・処分・現在の状況など）、前任者から後任者への事例の引き継ぎの有無、書類保管の状況についてである。

II アンケート調査結果

2020年2月末日の時点で、全16教区ならびに全40の男子修道会・宣教会、55の女子修道会・宣教会から回答を得た。その結果、「聖職者より性虐待を受けた」とされる訴えは、16件報告された。

いずれのケースも、個々の教区・修道会・宣教会の名前と件数は、被害者個人の特定につながるため、公表しない。

1. 不明事例について

不明な点が多い事例について再調査を求めたが、①事件当初より長い年月を経ており、幼少期に性虐待を受けた事実以外特定ができない ②特定できたとしても、現時点で被害者ならびに被疑者が高齢であり、病気や認知症を患っている ③被疑者が死亡している、などの理由で確認が困難であった。これらは、事例の報告、引き継ぎに関する取り決めがなされていなかったことに起因する。

2. 被害者について

①性虐待事件が起きた年代と被害者の性別について

1950年代に1件（女子）、1960年代に5件（女子1件、男子3件、不明1件）、1970年代に1件（男子）、1990年代に3件（女子2件、男子1件）、2000年代に3件（女子1件、男子1件、不明1件）、2010年代に2件（女子1件、男子1件）の被害があったと報告がなされ、ほか1件は被害があったが詳細は不明である。

³ カトリック中央協議会『教会が子どもの権利を守るために 聖職者による子どもへの性虐待に対応するためのマニュアル』2013年3月31日

②被害当時の年齢について

被害時の年齢としては6歳未満が1件、6～12歳が5件、13～17歳が6件、4件が不明である。

③事件の訴えについて

被害にあった時から訴えるまでの期間が、最も早くて半年以内、10～30年後が最も多く、50～70年後という長い年月を経て、重い口を開く形になっている。

多くの事例は、家族や信頼のおける教会関係者からの相談によって、また自らが大人になり、消しがたい苦悩として、教区または修道会・宣教会に訴えがなされている場合が多い。

④対応について

多くの事例で、訴えた被害者（関係者含）と当該教区司教（または当該修道会・宣教会の長上）との話し合いが持たれていた。

被疑者が加害を認めた場合は、被害者の意向に沿う形の対応を行っており、その多くが示談または和解という形が取られていた。

一方で、事実確認の段階で被疑者が否認や黙秘をしている場合は、教区司教や長上による謝罪で終わるなど、消極的な対応事例も少なくない。

3. 加害聖職者（被疑者）について

①加害聖職者の所属について

教区司祭（日本人）が7件、修道会・宣教会司祭（外国籍7件・日本人1件）が8件、1件が不明（外国籍）である。

②加害の認否について

加害を認めた件数が4件、否認した件数が5件、不明が7件である。

否認した場合に第三者委員会による調査が入った件数が1件、教会裁判にかけられた件数が1件に留まり、そのいずれも黙秘または否認の状態であった。なお否認の場合に第三者委員会を立てなかった3件は、いずれも内部の対応に留まっている。

③加害聖職者の措置（事件発覚時）について

聖職停止が2件、退会が1件、異動が8件（国内外含）、ほか5件は不明となっている。

④加害聖職者の現在の状況について

死亡が4件、還俗が2件、他教区異動が3件、同教区内にて司牧が2件（加害否認）、病气療養が1件、不明が4件となっている。

Ⅲ 結果を踏まえての反省と課題

1. 国家法の遵守

性虐待は、児童虐待に該当する犯罪である。児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、児童福祉法第25条⁴の規定ならびに児童虐待の防止等に関する法律第6条⁵に基づき、すべての国民に、通告する義

⁴ 児童福祉法第25条（要保護児童発見者の通告義務）要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない（抜粋）。

⁵ 児童虐待の防止等に関する法律第6条（児童虐待に係る通告）1 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第25

務が定められているため、児童相談所または各自治体の福祉事務所、警察などに通告を行い、児童虐待防止に資することが必要であるという認識を共有しなければならない。

教皇フランシスコ自発教令形式による使徒的書簡『あなたがたは世の光である』⁶（以降『あなたがたは世の光である』と記す）第19条にも、国家法の遵守が明記されているが、今回の調査では、年代の古い事例も含まれており、国家法に基づいた通告事例は見られなかった。

2. 報告義務の徹底

①当該教区司教への報告

今回の調査で、修道会・宣教会の性虐待事例について、新たに教区司教へ報告された事例もある。事例が発覚した場合は、教区司教への報告を徹底する必要がある。なお、修道会・宣教会本部から本部所在地の教区司教に報告された事例もあるため、事例が発生した土地の教区司教へ報告することを確認する。

②聖座への報告

聖座への報告については、『あなたがたは世の光である』第3条に基づき、地区裁治権者への報告義務ならびに聖座への報告義務が課せられるため、それに基づいて対応する必要がある。なお、日本においては、聖座への報告と同時に、司教協議会会長への報告（マニュアル⁷参照）も行わなければならない。

3. 第三者委員会の設置と招集の徹底

今回の調査では、4件が加害を認め、5件が否認、不明が7件となっている。否認した件数のうち、第三者委員会にかけられた事例は1件、教会裁判にかけられた事例が1件のみである。

被疑者が加害を否認した場合には、必ず第三者委員会を立ち上げ、被害者の訴えを確認し、加害の有無を判断しなければならない。

なお、第三者委員会は、被害者に立証を求め、合意の有無を確認するなど一般的な裁判の暴行・脅迫要件の基準だけで、加害の有無を判断してはならない。そのためにも第三者委員会構成員には慎重な人選が求められる。

4. 司教（長上）による事例の引き継ぎと共有

今回の調査で、2002年ならびに2012年の調査内容の事例に関する引き継ぎは、当該教区すべてにおいて「前任者からの引き継ぎがなかった」という結果だった。

性虐待に限らず性被害の事例は、今後の加害聖職者の動きを把握するためにも、前任者から後任者への引き継ぎが必須である。たとえ前任司教（長上）からの引き継ぎがなくても、データ保管を確実にして、後任司教（長上）がそのデータを確認できるようにする必要がある。

これらの事例の引き継ぎや共有の徹底は、再発防止ならびに被害拡大防止の点からも重要な意味を持つ。

5. 加害聖職者の教会内における処分

マニュアル⁸に示されているとおり「当該聖職者の法的・倫理的責任を明確にし、事件の再発の可能性がある職務からはずし、子どもと接する機会がないような措置を講じる。場合によっては聖職停止処分とする。また重大なつまずきになる場合には、還俗を勧めたり、聖職者身分から追放することもありえる」という項目を遵守しなければならない。

今回の調査事例では、処分中にもかかわらず、その条件を守らずに活動している聖職者がいたことが報告

条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

⁶ Lettera Apostolica in forma di «Motu proprio» del Sommo Pontefice Francesco “Vos estis lux mundi” (7 maggio 2019)

⁷ (注2) 7頁参照

⁸ (注2) 8頁参照

された。司教ならびに長上は、処分そのものが「制限を設けること」や「単なる有期的な制裁（活動停止、蟄居のような謹慎処分）」に留まっており、加害聖職者の真の回心や償いに結びついていないという現実を受け止め、加害者の処分について検討し、再発防止に努めなければならない。

なお司教団としても、加害聖職者の処分について再考すると同時に、カウンセリングや医療的な治療の実施、霊的同伴を含めた包括的な更生プログラムを検討する必要がある。

6. 被害者への配慮

『あなたがたは世の光である』第5条によると、教会権威者（教区司教、修道会・宣教会長上）は、被害を訴えた人が、その家族とともに、尊厳と敬意をもって扱われるように努めることや、被害者への寄り添い、精神的な支援、個々の事例に応じた医学上、治療上、心理学上の支援を提供することが明示されている。

被害者の全人的痛み（心理的・身体的・社会的・霊的傷つき）を重く受け止め、本人が希望する支援の提供を行うことができるよう対応する必要がある。また、たとえその時点で本人が支援を求めなかったにせよ、その後、援助が必要になった際はいつでも受け付けられるような配慮が必要である。

おわりに

今回の調査報告における当該教区・修道会・宣教会は、新たに第三者による検証委員会を設置する。この検証委員会は、事例対応が適正に行われたかどうかを精査し、当該教区司教より原則6か月をめどに、司教協議会会長に報告する。

なお本調査の対象は、あくまでも未成年（18歳未満）に対しての性虐待についてであったが、『あなたがたは世の光である』では、その適用範囲が「弱者（脆弱な大人）」を含むとなっているため、具体的な事例に基づき、性暴力に関しても考え、マニュアル等に反映させていく。

今後も以上の課題解決に向けて、修道会・宣教会と協力して取り組み、教会内（教育機関、関連施設含）の性虐待・性暴力の根絶に向けて努力する。

2019 STUDY ON THE SEXUAL ABUSE OF MINORS BY CLERGY AND RELIGIOUS: REPORT AND ISSUES

2019 STUDY ON THE SEXUAL ABUSE OF MINORS BY CLERGY AND RELIGIOUS: REPORT AND ISSUES

Since 2002 the bishops have conducted a study of sexual abuse by clergy and religious in Japan. Due to difficulty in understanding the situation and inadequate survey methods, this report is very late, but we have decided to now publish the results.

As leaders of the Catholic Church in Japan we want to take this opportunity to apologize to the victims and all those affected.

This report includes many issues the Church faces that need to be addressed, and we will continue to work to understand the full reality.

Above all, we take these results seriously and are determined to do our best to prevent such things from happening again.

We ask for your prayers and cooperation.

March 13, 2020

Day of Prayer for Survivors and Victims of Abuse

✠ Mitsuaki Takami, Archbishop of Nagasaki
President, Catholic Bishops' Conference of Japan

FOREWORD

In the wake of cases of sexual abuse by a priest of the Boston Archdiocese in 2002, the Catholic bishops of Japan released *Concerning the Sexual Abuse of Minors*¹ and formed a project team to create guidelines for bishops to address the issue of sexual abuse by clergy in Japan² as well as a desk for the protection of children and women (Desk). The main role of the Desk is to create a system based on the guidelines and to raise awareness.

As a rule, it is the responsibility of the individual dioceses, congregations of religious, and missionary societies to handle cases of sexual abuse and sexual violence by clergy and religious. In the case of religious and missionaries, the diocesan bishop will be informed, and he will take immediate steps to investigate. Only in verified cases of sexual abuse will he then report to the Holy See. In Japan, it is stipulated that at the same time as the report to the Holy See the president of the bishop's conference will also be informed. Currently, reporting to the president of the bishops' conference does not mean reporting to the full membership of the conference.

The Desk has worked under the Bishops' Conference Standing Committee and Plenary Assembly to issue a manual³ with updated guidelines based upon the policies of the Holy See as well as the position of the Catholic Church in Japan in order to establish a system in each diocese. The Desk was responsible for the preparation of the questionnaire for this study and for the compilation of the data.

This study dealt only with sexual abuse of minors by clergy and religious in the Catholic Church in Japan. Sexual abuse is rarely reported at the time it occurs. It may take time for a victim to realize that he or she was a victim of abuse, or the perpetrator may frighten the victim into silence.

Sex crimes often remain hidden. In the case of a close-knit community like a parish it is especially difficult for victims to raise their voice. The courageous people who have publicly spoken out, including those who responded to this survey, are just the tip of the iceberg. There is a great likelihood that there are still people who cannot speak up, and so the true number of victims of sexual abuse and sexual violence remains unknown.

Therefore, dioceses, religious congregations and missionary societies where this survey did not turn up any cases should not leap to the conclusion that they have no cases. We need to review whether we have an environment in which victims can speak out with peace of mind, and the whole Church must work to eradicate sexual abuse and sexual violence.

I. SURVEY OVERVIEW

In May 2019, at the direction of Pope Francis, Archbishop Mitsuaki Takami, president of

¹ Catholic Bishops' Conference of Japan, *Concerning the Sexual Abuse of Minors*, June 21, 2002.

² Catholic Bishops' Conference of Japan, *Guidelines for bishops for the protection of children in response to abuse by clergy and religious*, February 2003.

³ Catholic Bishops' Conference of Japan, *To Protect the Rights of Children in the Church: A Manual to Respond to Sexual Abuse of Children by Clergy and Religious*, March 31, 2013.

the CBCJ, sent a questionnaire on the response to sexual abuse of minors to all 16 diocesan bishops. The purpose of this study was to understand the actual situation of the Church in Japan regarding the response to sexual abuse of minors and to consider future measures. In order to understand the situation more accurately, a similar additional survey was conducted in October 2019 for 40 men's and 77 women's religious and missionary communities.

The questionnaires asked for details of cases such as the occurrence and the time of occurrence, the age of the victim at the time, notification and the method of consultation, details of the abuse, the response and result. Concerning the accused, the questionnaire asked the name, whether the allegation was admitted or not, action, the accused's current status, etc. There were also questions about whether superiors informed their successors of the situation and record keeping.

II. SURVEY RESULTS

As of the end of February 2020, responses were received from all 16 dioceses, all 40 men's communities, and 55 women's communities. Sixteen allegations of sexual abuse by clergy or religious were reported.

In all cases, the names of individual dioceses, religious congregations and mission societies as well as the number of reported cases in each will not be made public because doing so may lead to the identification of the individual victims.

1. Unverified cases

We have asked for a re-investigation of many cases. However, for various reasons in some cases verification is difficult because the alleged abuse occurred long ago and the victim recalls no details beyond having been abused at an early age, the victim or the accused is now elderly and suffering from illness or dementia, or the accused abuser has died. These situations are linked to the fact that systematic reporting of cases, follow-up, or transferal of information had not taken place.

2. The Victims

(1) The time of abuse and the gender of the victims

There was one case of abuse of a female in the 1950s, five cases in the 1960s (one girl, three boys, one unknown), one in the 1970s (male), three in the 1990s (two girls, one boy), three in the 2000s (one girl, one boy and one unknown), and two in the 2010s (one girl, one boy). There was also one report of a case in which details were lacking.

(2) Age at the time of abuse

Of those who were abused, one was under the age of six, five were between six and 12, and six were aged 13-17. In four cases, the age is not known.

(3) Reporting

The shortest period from the abuse to a victim's reporting it was less than half a year. A lapse of 10 to 30 years was most common, but it also took 50-70 years for some victims to speak out.

Many cases were reported to the diocese or the religious congregation or missionary society at the suggestion of family members or trusted Church personnel or on the victim's own initiative as an adult after long inescapable suffering.

(4) Response

In many cases, there was discussion between the victim (and others) and the diocesan bishop or the superior of the religious or missionary institute.

If the perpetrator admitted to the allegations, a response was made in accordance with the wishes of the victim, in many cases reaching some form of settlement or reconciliation.

On the other hand, if the suspect denied the charge or refused to respond at the stage of fact-checking, there were many cases where the process ended with an inadequate response such as an apology by the diocesan bishop or the superior.

3. The Perpetrators

(1) Affiliation

The accused are seven Japanese diocesan priests and eight religious or missionaries (seven foreign nationals, one Japanese, and one unknown).

(2) Acknowledgment

In four cases, the perpetrator admitted the abuse. There were five who denied the allegations. In seven cases, it is unknown if the accused admitted to or denied the charge.

In the cases of denial, there was one subsequent investigation by a third-party panel and another investigation by a Church tribunal. In both cases, the results were kept secret. In three cases for which no third-party panel was established the matter was dealt with privately, in the internal forum.

(3) Actions at the time of discovery of the incident

Two clergy were suspended, one left the community, eight were transferred either overseas or domestically, and the outcomes of five cases are unknown.

(4) Current situation of perpetrators

Of the known perpetrators, four have died, two have been laicized, three have been transferred to other dioceses, two continue to work in the same diocese without public knowledge of the case, and one is under medical care. The situations of four are unknown.

III. REFLECTIONS AND ISSUES BASED ON THE RESULTS

1. Compliance with national law

Sexual abuse is a crime of child abuse. It is necessary to develop an awareness that if a child is believed to have been abused everyone in the country has a duty to contribute to the prevention of child abuse by notifying the child counseling office or the welfare office of each municipality, the police, etc. in accordance with Article 6 of the Act on the Prevention of Child Abuse⁴ and the provisions of Article 25 of the Child Welfare Act.⁵

⁴ Article 25 of the Child Welfare Law (obligation to notify children who need protection), excerpt: The person who has found a child who needs protection must submit this to the municipal government, the welfare office established by the prefectural government or the child counseling center or the child commissioner. You must notify the welfare office or child guidance center established by the prefecture.

⁵ Article 6 of the Law Concerning the Prevention of Child Abuse (Notification Concerning Child Abuse): 1. Anyone who has found a child who has been suspected of having been abused shall promptly notify the welfare office of the municipality, the prefectural government or a child counselor. Notification must be made to the municipalities, prefectural welfare offices or child counseling

Pope Francis' apostolic letter *motu proprio*, *You are the Light of the World*, 19,⁶ also stipulates compliance with state laws. However, this study includes old cases in which no evidence was found of any notifications based on civil law.

2. Obligation of Full Reporting

(1) Report to the diocesan bishop

During this investigation, there were cases of sexual abuse by religious and missionaries that were newly reported to the diocesan bishops. If a case is discovered, it is necessary to fully report it to the diocesan bishop. In addition, there have been cases reported to the headquarters of religious congregations and missionary institutes and their diocesan bishops, but it is necessary that the case also be reported to the diocesan bishop of the place where the abuse occurred.

(2) Report to the Holy See

Regarding reports to the Holy See, it is necessary to respond based on Article 3 of *You are the Light of the World* concerning the obligation to report to the local authorities and the Holy See. In Japan, at the same time as the report to the Holy See, a report must be submitted to the president of the Bishops' Conference.⁷

3. Third-party panels

In this investigation, it was found that four accusations were admitted to by the perpetrators, five were denied, and seven are unknown. Of the number of denied cases, only one was placed before a third-party panel and only one was dealt with by a Church tribunal.

When an accused party denies the allegation, a third-party panel must be established to verify the victim's accusation and determine guilt or innocence.

Third-party panels shall not judge solely by the standards of assault and intimidation required in a civil trial, such as requiring testimony by the victim to prove the charge or determining the existence of consent. For this reason, members of third-party panels must be chosen carefully.

4. Information sharing by bishops and superiors

Investigations in 2002 and 2012 found that in no case was information about cases passed on to the successors of diocesan bishops.

Information about all cases of sexual abuse must be conveyed to successor bishops and superiors in order to monitor the activities of perpetrators in the future. Even if it is not passed on directly by the previous bishop or superior, it is necessary to ensure the storage of data so that it may be accessed by the successor.

The complete sharing of this information is also important in preventing the recurrence

offices through the office or the children's committee. 2. Notification under the preceding paragraph shall be deemed to be a notification under Article 25 of the Child Welfare Act, and the provisions of the same shall apply. 3. The provisions of the Criminal Code for confidential disclosure and other confidentiality laws shall not be construed as interfering with the observance of the duty to give notice pursuant to paragraph 1.

⁶ Apostolic Letter Issued *Motu Proprio* by the Supreme Pontiff Francis, *Vos Estis Lux Mundi* (*You are the Light of the World*), May 7, 2019.

⁷ CBCJ, *To Protect the Rights of Children in the Church: A Manual to Respond to Sexual Abuse of Children by Clergy and Religious*, p. 7.

and spread of damage.

5. Dealing with perpetrators within the Church

The Manual mandates: "Clearly recognizing the legal and ethical responsibilities of clergy and religious, offenders will be removed from any duties that may result in a recurrence of abuse, and steps will be taken to ensure that they do not have any opportunity to interact with children. In some cases, they may be suspended from the clerical state. In the case of a serious scandal, seclusion or expulsion from the clerical state is possible."⁸ This mandate must be observed.

This investigation found a case of someone still working without complying with imposed conditions. The bishop and the superior accept the fact that the sanctions have been limited to "setting restrictions" and "merely time-limited sanctions (suspension of activity, private residence)." Given that the perpetrator did not show true conversion or make reparation, they must consider the perpetrator's actions and do more to prevent recurrence.

The bishops' conference must also reconsider the disposition of the perpetrators and consider a comprehensive rehabilitation program that includes counseling, medical treatment, and spiritual accompaniment.

6. Consideration for victims

According to Article 5 of *You are the Light of the World*, it is clear that Church authorities (diocesan bishops, religious and missionary superiors) shall strive to treat victims and families case-by-case with dignity and respect, and shall provide medical, therapeutic and psychological support for the victims as needed.

The total reality of the victim's pain (psychological, physical, social and spiritual injury) must be taken seriously and responded to in accord with the person's wishes. Moreover, even if the victim does not ask for help at the time, if at any time in the future help is needed, consideration of the need must be given.

CONCLUSION

The dioceses, and religious and missionary institutes that are the subject of this investigation shall establish new third-party investigative panels. These panels shall examine whether cases were handled appropriately, and the diocesan bishop shall report the results to the bishops' conference president within six months.

The subject of this investigation was sexual abuse against minors (those under 18 years old). However, the concern of *You are the Light of the World* includes "vulnerable persons." Therefore, based on specific cases, we intend to more broadly consider sexual violence, and respond to it in manuals, etc.

In order to deal with these problems, we will work in cooperation with the religious and missionary institutes to eradicate sexual abuse and sexual violence in the Church, including its educational and other related institutions.

⁸ Ibid., p. 8.

新型コロナウイルス感染拡大のただ中で

日本カトリック司教協議会会長 談話

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を目の当たりにして、日本のカトリック教会の皆様といくつかのことを共有したいと思います。

1. 神に祈る

新型コロナウイルスは、2002年のサーズ（SARS）や2012年のマーズ（MERS）とは比較にならない、世界的な感染拡大と死の脅威をもたらしています。わたしたちは、感染者、亡くなられた方々、医療従事者、為政者、経済的に大きな打撃を受けた方々など、すべての人々に必要な助けと力が与えられるよう、主キリストを通して父である神に祈りと願いをささげましょう。

司教団が認可した「新型コロナウイルス感染症に苦しむ世界のための祈り」をご紹介します。

いつくしみ深い神よ、
新型コロナウイルスの感染拡大によって、
今、大きな困難の中にある世界を顧みてください。

病に苦しむ人に必要な医療が施され、
感染の終息に向けて取り組むすべての人、
医療従事者、病者に寄り添う人の健康が守られますように。

亡くなった人が永遠のみ国に迎え入れられ、
尽きることのない安らぎに満たされますように。
不安と混乱に直面しているすべての人に
支援の手が差し伸べられますように。

希望の源である神よ、
わたしたちが感染拡大を防ぐための犠牲を惜しまず、
世界のすべての人と助け合って、
この危機を乗り越えることができるようお導きください。
わたしたちの主イエス・キリストによって。アーメン。

希望と慰めのよりどころである聖マリア、
苦難のうちにあるわたしたちのためにお祈りください。

(2020年4月3日 日本カトリック司教協議会認可)

2. 人間の偉大さと脆さを再認識し、神への信頼を新たにする

人類は与えられた知恵を駆使して、科学技術、中でも医学を発達させてきました。しかし今、世界中の人々

がウイルスの脅威におびえ、感染防止と一日も早い終息に向けて悪戦苦闘しています。人との交流や集まりが制限されていることで、わたしたち自身も含め多くの人々がストレスを抱え、仕事や日常生活に多大な悪影響を及ぼしています。

わたしたち人間は神に愛され、神にかたどって創造され、神から地上のものをすべて治める使命を与えられ、神に見守られています¹。しかしその人間は、塵、野の草、息や影のような存在でもあります²。だからこそ、わたしたちは、キリストを離れるなら何もできないということをところにとめて、何ものをも恐れずひたすら神に信頼を置き、救いへの希望を持ち続けたいと思います³。

3. 信仰生活を見つめ直す

新型コロナウイルスの感染拡大の予防と阻止のために種々の分野の活動が制約されて不自由な生活を余儀なくされていますが、そのような中で多くの人たちが家庭生活、人間関係や自然との関係について新しい気づきや発見をしていることは注目に値することだと思います。

信仰生活について言えば、主日のミサが中止になることで、あらためて主日のミサの意味を考え、ありがたさを噛みしめている方もおられるのではないのでしょうか。実際、「日曜日は週ごとに巡ってくる復活祭であり、キリストが罪と死に打ち勝ったこと、キリストにおいて第一の創造が完成したこと、そして『新しい創造が始まったこと』（二コリント 5・17 参照）が祝われます。この日は、感謝に満ちた礼拝（ミサ）を行って、世界が造られた最初の日を思い起こす日です。また、キリストが栄光のうちに来られ（使徒言行録 1・11；一テサロニケ 4・13～17 参照）、すべてのものが新しくされる（黙示録 21・5 参照）『終わりの日』を、熱烈な希望をもって待ち望む日です⁴。主の日に感謝の祭儀に参加して、神のことばを聴き、キリストの死と復活の出来事を追体験し、その恵みとしてキリストご自身をいただくことは、キリスト信者として神の恵みへの当然の応えであり、この上ない幸せなことなのです。しかしミサには不特定多数の人が参加するので、中止あるいは制限付きとなっても、神のみ旨を探し求めつつ受け入れなければなりません。

他方、感謝の祭儀で出会うキリストは、わたしたちが皆キリストを中心につながっていることを思い起こさせ、ご自分と同じようにわたしたちが慈しみのころをもつてほかの人を愛するために共にいてくださいます。とくに今回のような窮状にあるときこそ、その慈しみのころが発揮されるはずです。自分のいのちの安全だけを考えるのではなく、他のすべての人々のいのちをこころにかけて、適切な行動をとるようにしましょう。感染した方々に対して決して非難や差別などの言動に走ることをないように注意し、むしろ彼らに寄り添う気持ちを大切にし、回復のために祈りましょう。

4. わたしたちがしなければならない努力

基本的な感染予防策として、次のことが勧められていますので、これらを徹底して実行することが大変重要です。

(1) 石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを丁寧に行う。

「主の祈り」「アヴェ・マリアの祈り」「栄唱」を唱えながら手指を洗う、カトリック的な手指洗いを推奨する。⁵

(2) ドアのノブや手すりなどを手で触れ、その手で口や目に触れることで感染する可能性があるといわれているので注意する。

¹ エフェソ 1・4、創世記 1・26、同 1・28；詩編 8・7；シラ 17・2、詩編 8・5；144・3 参照。

² 創世記 3・19；詩編 90・3；103・14；104・29、同 90・5～6、同 39・7；144・4 参照。

³ ヨハネ 15・5、詩編 27；91；118 参照。他にも詩編 88 などを用いて祈ることをお勧めします。

⁴ 聖ヨハネ・パウロ二世教皇使徒的勧告『主の日——日曜日の重要性』（カトリック中央協議会、1999 年）1。この他にも、次のような良書の読書をお勧めします。教皇フランシスコ回勅『ラウダート・シ とともに暮らす家を大切に』（カトリック中央協議会、2016 年）、使徒的勧告『喜びに喜べ 現代世界における聖性』（カトリック中央協議会、2018 年）、日本カトリック司教団『いのちへのまなざし』【増補新版】（カトリック中央協議会、2017 年）

⁵ 「カトリック的な手指洗い」は韓国のカトリック教会で推奨されているそうです。

- (3) 集団感染を避けるために、次の3つのことが同時に重ならないように注意する。
- ① 換気が不十分な密閉状態で、② 人が密集してお互いの距離を充分確保せず、
 - ③ 近距離で会話や発声が行われる。
- (4) バランスのとれた食事と十分な睡眠をとって、免疫力と抵抗力をつける。

2020年4月3日

日本カトリック司教協議会 会長
高見三明大司教（長崎大司教区）

(2020年4月12日改訂)

IN THE MIDST OF THE NEW CORONAVIRUS PANDEMIC

IN THE MIDST OF THE NEW CORONAVIRUS PANDEMIC

Some thoughts from the president of the Catholic Bishops' Conference of Japan

As we witness the worldwide spread of the new coronavirus, I want to share some thoughts with Japan's Catholics.

1. Prayer

The new coronavirus poses a global threat of infection and death that is incomparable to the 2002 SARS and the 2012 MERS epidemics.

Let us pray to the Father through our Lord Jesus Christ to give the necessary help and strength to all who need it: the infected, the deceased, health care workers, leaders, and people who have been hit hard economically.

I wish to present to you a "Prayer for the World Suffering from the New Coronavirus Pandemic" approved by the bishops.

O loving God,
Look kindly upon the world, now in great difficulty
Through the spread of the new coronavirus.

May necessary medical care be given to those who suffer from the disease.
Guide those who work toward ending the infection.
Protect all healthcare workers and all those who care for the sick.

Welcome the deceased into your eternal kingdom.
Fill them with everlasting peace.
May hands reach out to help everyone facing anxiety and confusion.

God, the source of hope,
Guide us in this crisis
That we may spare no sacrifice to prevent the spread of the infection,
That we may serve everyone in the world,

We ask this through our Lord Jesus Christ. Amen.

Mary, source of hope and comfort,
Pray for us in this hardship.

(Approved by the Catholic Bishops' Conference of Japan, April 3, 2020)

2. Recognizing the greatness, yet fragility, of human life and renewing our trust in God

Humanity has used its God-given wisdom to advance science and technology, especially medicine. But now, people around the world are frightened by the threat of the virus and

struggle to prevent infection and end the scourge as soon as possible. All of us are stressed as interactions and gatherings with others are restricted and work and daily life undergo devastating effects.

We humans are loved by God, created in the image of God, given a mission to govern all things on earth, and are watched over by God.ⁱ But we are also like dust, wild grass, breath and shadow.ⁱⁱ That is why we keep in mind that apart from Christ we can do nothing, yet we will not fear anything and will trust in God and have hope for salvation.ⁱⁱⁱ

3. Taking a new look at our spiritual life

In order to prevent the spread of the new coronavirus, our activities have been restricted and we have been forced to lead inconvenient lives. It is worth noting, though, that we are making new discoveries about our relationships with others and nature.

Looking at our religious life, the cancellation of Sunday Masses has made some of us once again consider the meaning of Sunday Mass and how grateful we are for it. "In fact, in the weekly reckoning of time Sunday recalls the day of Christ's Resurrection. It is *Easter* which returns week by week, celebrating Christ's victory over sin and death, the fulfilment in him of the first creation and the dawn of 'the new creation' (cf. *2 Cor* 5:17). It is the day which recalls in grateful adoration the world's first day and looks forward in active hope to 'the last day', when Christ will come in glory (cf. *Acts* 1:11; *1 Th* 4:13-17) and all things will be made new (cf. *Rev* 21:5).^{iv} To take part in the Eucharistic celebration on the Lord's Day, hear the Word of God, relive the events of Christ's death and resurrection, and respond to the grace of Christ is a great joy for us as Christians. However, because an unspecified number of people usually participate in the Mass, we must seek and accept the will of God even though Mass may be canceled or restricted.

On the other hand, Christ whom we meet at the Eucharistic celebration reminds us that we are all united in him, and he is with us so that just like him we can approach others with love and mercy. Especially when we are in such a predicament as this, we must show a spirit of compassion. I must not think just about the safety of my own life but must be mindful of the lives of all others and take appropriate actions. We must be careful to not blame or discriminate against infected people, but rather, must be sensitive toward them and pray for their recovery.

4. Efforts we must make

The following are recommended as basic infection prevention measures, and it is very important to thoroughly implement them.

1. Thoroughly wash hands with soap or use a disinfectant solution. Reciting the Lord's Prayer, Hail Mary and Glory be while doing so can make it a Catholic prayer activity.^v
2. After touching a doorknob or handrail be careful to prevent infection by not touching your face.
3. Be careful to avoid these three situations that in combination increase the danger of infection:
 - Being in a closed place with insufficient ventilation,
 - Not keeping enough distance from each other,
 - Speaking to others at short distances.
4. Improve your immunity and resistance by eating a balanced diet and getting adequate sleep.

April 3, 2020

✉ Mitsuaki Takami, Archbishop of Nagasaki
President, Catholic Bishops' Conference of Japan

(Revised April 12, 2020)

ⁱ See Ephesians 1:4; Genesis 1:26, 28; Psalm 8:7; Sirach 17:2; Psalm 8:5; Psalm 144:3.

ⁱⁱ See Genesis 3:19; Psalms 90:3; 103:14; 104:29; 90:5-6; 39:7; 144:4.

ⁱⁱⁱ See John 15:5; Psalms 27; 91; 118. Also, I suggest using Psalm 88 and others like it in prayer.

^{iv} St. John Paul II, apostolic letter, *Dies Domini* (The Lord's Day), 1998, 1. I also recommend reading the following good books: Pope Francis, encyclical, *Laudato Si: On Care for Our Common Home* (2015) and CBCJ, *Reverence for Life: A New Look* (2017), available on the Holy See and CBCJ websites.

^v "Catholic hand washing" has been recommended by the Catholic Church in Korea.

戦後 75 年 日本カトリック司教団平和メッセージ

戦後 75 年 日本カトリック司教団平和メッセージ

すべてのいのちを守るため

——平和は希望の道のり——

日本の教会の兄弟姉妹とすべての善意ある人々へ

日本のカトリック司教団は、戦後 50 年に『平和への決意』¹、60 年に『非暴力による平和への道——今こそ預言者としての役割を』²、そして 70 年に『平和を実現する人は幸い——今こそ武器によらない平和を』³と、その時々の国内外の情勢に鑑みながら平和メッセージを発表しました。

2019 年の教皇フランシスコ訪日から明けた今年は、太平洋戦争での沖縄戦、広島・長崎の被爆、戦争の終結、そして国際連合創設 75 周年です。世界は今、新冷戦、東アジアの不安定な情勢、核の脅威、地球環境の危機などが予断をゆるさない状況にあります。

本日、わたしたち司教団は、沖縄慰霊の日の平和巡礼への参加を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止せざるをえませんでした。しかし、心は常に沖縄の人々とともにありたいと願っています。沖縄に建つ戦争犠牲者に対する慰霊と不戦の誓いの原点である魂魄の塔に想いを馳せ、平和についてのわたしたちの考えを述べ、これからの行動指針としたいと思います。

1. 魂魄の塔に思いを馳せる

終戦の年、沖縄は本土決戦を一日でも遅らせるための「捨石」とされ、住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が繰り広げられました。歴史上、最も凄惨な戦闘と言われるこの沖縄戦では、日米両軍が我が物顔でこの小さな島のありとあらゆるものに対し、蹂躪の限りを尽くしました。鉄の暴風ともよばれる激烈な戦闘の後には、戦争犠牲者の遺骨が累々と野ざらしにされていました。この遺骨を住民たちが自らの手によって集め、慰霊碑を建て、祈りの場としました。

この「魂魄の塔」は、数ある慰霊碑の中でも特別な意味を持っています。元々は住民自らの手によってなされた遺骨収集による骨塚でした。それが、やがて沖縄の人々の戦争犠牲者に対する慰霊の原点と見なされるようになり、さらに、名もないごく普通の人々の反戦平和への希求の原点、不戦の誓いの原点ともなっているのです。

沖縄県平和祈念資料館の出口に、「むすびのことば」として次のように刻まれています。

(略) 戦争をおこすのは たしかに 人間です しかし それ以上に 戦争を許さない努力
のできるのも 私たち 人間 ではないでしょうか (略) これが あまりにも大きな代
償を払って得た ゆずることのできない 私たちの信条なのです

戦争、基地、軍備増強に反対する沖縄の人々の切実な叫びは、「戦争というものは これほど残忍で これ

¹ 司教団メッセージ『平和の決意』1995 年

² 司教団『戦後 60 年平和メッセージ「非暴力による平和への道」——今こそ預言者としての役割を』2005 年

³ 司教団メッセージ『平和を実現する人は幸い——今こそ武力によらない平和を』2015 年

ほど恥辱にまみれたものはないと思う」⁴に至った沖縄戦の体験からきているのです。しかし、こうした沖縄県民の信条の訴えにもかかわらず、この沖縄を「捨石」とした扱いは75年を経てもなお、その自己決定権を無視するという事実をもって脈々と続けられています。

あらゆる戦争を憎み、命を大切にしようとする沖縄県民の訴えに応え、今日、「魂魄の塔」に思いを馳せて、すべての戦争犠牲者のために祈りを捧げつつ、平和希求への決意を新たに、行動を起こしましょう。

人のいのちは何ものにも替えがたいとする沖縄の「ヌチドゥ宝」の心と、「すべてのいのちを守るため」という教皇フランシスコ訪日のテーマは重なっています。「いのちと美に満ちているこの世界は、何よりも、わたしたちに先立って存在される創造主からの、すばらしい贈り物」⁵です。「『わたしたちが、自分たち自身のいのちを真に気遣い、自然とのかかわりをも真に気遣うことは、友愛、正義、他者への誠実と不可分の関係にある』（回勅『ラウダート・シ』70）のです」⁶。それゆえ、戦争だけは、どんな理由があっても絶対に起こしてはなりません。わたしたちキリスト者は、こうした沖縄の人々の叫びと教皇フランシスコの言葉に共鳴し、戦争放棄と恒久平和を訴えます。「すべての人との平和」⁷こそ、神の望みだからです。

2. カトリック教会の非暴力による平和への立場

聖ヨハネ・パウロ二世教皇は39年前（1981年2月）広島で、次のような力強いメッセージを述べました。

「戦争は人間のしわざです。戦争は人間の生命の破壊です。戦争は死です。……過去をふり返ることは、将来に対する責任を担うことです。……人類同胞に向かって、軍備縮小とすべての核兵器の破棄とを約束しようではありませんか。」

このアピールに応じて、日本の司教団は、翌年、平和について考え、平和のために祈り行動するため「平和旬間」（8月6日～15日）を設け、平和や人権の問題について積極的に発言し始めました。

日本司教団の発言は、2017年「世界平和の日」の教皇メッセージと重なります。教皇は、「積極的非暴力」の立場を表明して、「非暴力がわたしたちの決断、わたしたちの人間関係、わたしたちの活動、そしてあらゆる種類の政治の特徴となりますように」と述べています。

またこの立場は、同年8月に教皇が『カトリック教会のカテキズム』の死刑に関する記述を変更し、「死刑は許容できません。それは人格の不可侵性と尊厳への攻撃だからです」（2267）と、死刑廃止の立場を明確にしたことにもつながります。

さらに同年9月20日、バチカンでは、核兵器禁止条約に他の2カ国と共に最初に署名・批准し、11月には国際シンポジウム「核兵器のない世界と包括的軍縮の展望」を主催しました。その場で教皇は次のように述べました。「核兵器使用の脅威、またその保有自体も、断固非難されるべきです。……その意味で、被爆者のかたがた、つまり、広島と長崎の爆弾で被害を受けた人々、また核実験による犠牲者の証言は貴重です。そのかたがたの預言的訴えが、とりわけ若い世代にとって、警告となるはずです」⁸。「核抑止論」については、聖ヨハネ23世教皇がすでに回勅『地上の平和』（1963年）の中で次のように述べています。「軍備の均衡が平和の条件であるという理解を、真の平和は相互の信頼の上になら構築できないという原則に置き換える必要があります。わたしは、これが到達可能な目標であることを主張します」（60）。

⁴ 沖縄県平和祈念資料館 展示むすびのことば

⁵ 教皇フランシスコ「ミサ説教（すべてのいのちを守るため）」2019年11月25日 東京・東京ドーム、『すべてのいのちを守るため——教皇フランシスコ訪日講話集』75頁

⁶ 同上

⁷ ヘブライ12・14、ローマ12・18参照

⁸ 教皇庁主催の国際シンポジウム「核兵器のない世界と包括的軍縮の展望」参加者との謁見時のあいさつ、『教皇フランシスコ講話集5』250頁

3. 教皇訪日平和メッセージ

昨年11月、教皇フランシスコは、平和の巡礼者として「すさまじい暴力の犠牲となった罪のない人々を思い起こし、現代社会の人々の願いと望みを胸にしつつ、じっと祈るため」⁹、長崎と広島を訪れました。教皇は、誰よりも平和を希求する高齢化した被爆者たち、「平和のために自らを犠牲にする若者たちの願いと望み」、「いつの時代も、憎しみと対立の無防備な犠牲者」である「貧しい人たちの叫び」、「声を発しても耳を貸してもらえない人たちの声」、「現代社会が置かれている増大した緊張状態……を、不安と苦悩を抱いて見つめる人々の声」¹⁰、小さくともつねに軍備拡張競争に反対する声¹¹といった、さまざまな声を代弁して世界に訴えました。教皇は誰をもはばからず、平和という究極のモラルに向き合い、特に軍備と核兵器について踏み込んだ強いメッセージを述べました。「軍備拡張競争は、貴重な資源の無駄遣いです。……武器の製造、改良、維持、商いに財が費やされ、築かれ、日ごと武器は、いっそう破壊的になっています。これらは天に対する絶え間のないテロ行為です」¹²。「戦争のために原子力を使用することは、……これまで以上に犯罪とされます。人類とその尊厳に反するだけでなく、わたしたちの共通の家の未来におけるあらゆる可能性に反する犯罪です。原子力の戦争目的の使用は、倫理に反します。核兵器の所有は、それ自体が倫理に反しています」¹³。

そして、教皇はすべての人々に呼びかけます。「核兵器から解放された平和な世界。……この理想を実現するには、すべての人の参加が必要です。個々人、宗教団体、市民社会、核兵器保有国も非保有国も、軍隊も民間も、国際機関もそうです。核兵器の脅威に対しては、一致団結して応じなくてはなりません。」カトリック教会にとって、「民族間、また国家間の平和の実現」に向けて努力することは、「神に対する、そしてこの地上のあらゆる人に対する責務なのです。」教会は、「核兵器禁止条約を含め、核軍縮と核不拡散に関する主要な国際条約に則り、たゆむことなく、迅速に行動し、訴えていきます」¹⁴。

教皇のこの発言に呼応して、日本カトリック司教協議会は、昨年12月、会長名の文書で、首相宛てに「核兵器禁止条約への署名・批准を求める要請」を行いました。米国カトリック司教協議会国際正義と平和委員会も教皇フランシスコの広島・長崎での発言を支持し、「米国は非核化・軍縮の先頭に立つべきである」と政府に働きかけていくとの声明を発表しました¹⁵。またカナダ¹⁶とドイツの司教団¹⁷は、すでに昨年、バチカンの核兵器廃絶方針を支持する声明を出していましたが、最近の教皇の姿勢に促されて、核抑止政策に甘んじてきた態度を改めると表明しています。

⁹ 教皇フランシスコ「平和のための集いでのスピーチ」2019年11月24日 広島・平和記念公園、『すべてのいのちを守るため——教皇フランシスコ訪日講話集』34頁

¹⁰ 同34～35頁

¹¹ 教皇フランシスコ「核兵器についてのメッセージ」2019年11月24日 長崎・爆心地公園、『すべてのいのちを守るため——教皇フランシスコ訪日講話集』18頁参照

¹² 同上

¹³ 「平和のための集いでのスピーチ」同35頁

¹⁴ 「核兵器についてのメッセージ」同19～20頁

¹⁵ Bp. David J. Malloy, Chairman of the U.S. Conference of Catholic Bishops' Committee on International Justice and Peace, 25 November 2019: *Statement from U.S. Bishops' Chairman of International Justice and Peace Committee on Nuclear Weapons*, Washington.

¹⁶ Canadian Conference of Catholic Bishops, 2019: *Statement on Nuclear Weapons*, Ottawa.

¹⁷ The German Commission for Justice and Peace, June 2019: *Outlawing Nuclear Weapons as the Start of Nuclear Disarmament*, Berlin.

4. 平和は希望の道のり

今年は、朝鮮戦争開戦 70 周年でもあります。同じ民族が戦うという悲劇も、35 年に及んだ日本による朝鮮統治政策と無関係ではありません。朝鮮戦争は今なお禍根を残し、日本を含む東アジアは冷戦体制を引きずり、大国の利害の狭間で戦争の火種を抱えており、平和への進展が不透明のままです。東アジアの平和構築にいかに関与していくかは、わたしたち日本の教会が教皇フランシスコの言葉に従うことができるか否かを明らかにする試金石だといえましょう。そのためにもわたしたちはこうした過去としっかりと向き合い、将来に対する責任を担い続ける決意を新たにします。

教皇は今年の「世界平和の日」メッセージで、平和への歩みは「障害や試練に直面する中で歩む希望の道のり」、つまり、「真理と正義を求め、犠牲者の記憶を尊重し、報復よりもはるかに強い共通の希望に向けて一歩ずつ切り開いていくという、忍耐力を要する作業」と述べました。そして、「たとえ克服できそうもない障害に直面しても、わたしたちを踏み出させ、前に進む翼を与えてくれる」希望の徳をもって、「神という共通の源に根差した、対話と相互信頼のうちに実践される真の兄弟愛を追い求めなければなりません。平和への願いは、人間の心に深く刻まれています」と、平和を実現するために、希望の翼を広げるよう促しました。パウロが、「キリストの平和があなたがたの心を支配するようにしなさい」（コロサイ 3・15）と勧めているとおりです。

激戦地、安里に建つ教会に集う方々、および各地の共同体と心をひとつにして、神に願い求めます。教皇フランシスコの日本訪問によってわたしたちがいただいた平和への意志と希望に、イエス・キリストの復活のいのちと聖霊の息吹が豊かに注がれますように。

2020 年 6 月 23 日
日本カトリック司教団

75 Years after the War – A Peace Message from the Catholic Bishops of Japan

75 Years after the War – A Peace Message from the Catholic Bishops of Japan

Protect all life

Peace is the path of hope

To our Brother and Sister Catholics of Japan and All People of Good Will:

On the 50th anniversary of the end of the war, the Catholic Bishops' Conference of Japan issued the message "Resolution for Peace" in light of the situation at home and abroad.¹ To mark the 60th anniversary, the bishops' message was "The Road To Peace Based On Nonviolence – Now Is The Time To Be Prophetic."² Then for the 70th anniversary, the

¹ CBCJ Message, 1995: Resolution for Peace – On the 50th Anniversary of the End of the War, (<https://www.cbcj.catholic.jp/199link5/02/25/5053/>).

² CBCJ Message, 2005: Peace Message After 60 Years From the End of War World II – The Road To Peace Based On Nonviolence

message was “Blessed are the peacemakers – Now especially, peace must not depend upon weapons.”³

This year, which opened just after Pope Francis' visit to Japan in 2019, is the 75th anniversary of the Battle of Okinawa, the atomic bombings of Hiroshima and Nagasaki, the end of the Second World War, and the founding of the United Nations. The world is now in an uncertain situation where we face a new Cold War, an unstable situation in East Asia, the nuclear threat, and the global environmental crisis.

We bishops planned to join the Peace Pilgrimage today on Okinawa Memorial Day but have been forced to cancel our participation due to the new coronavirus pandemic. However, our hearts are always with the people of Okinawa. With the Konpaku no To (Tower of Souls) in the Okinawa Battlefield National Monument that memorializes those who died in the war as the starting point for our reflections, we wish to share our thoughts on peace and present a guide for future action.

Pondering the Tower of Souls

In the final year of the war, Okinawa was considered a "sacrificial stone" to delay a decisive battle on Japan's main islands by even a day, and thus a disastrous battle involving the residents was fought there. In this Battle of Okinawa, which is said to be the most horrific in history, the troops of both the United States and Japan did their utmost to achieve their aims on this small island. After the fierce battle, also known as the Typhoon of Steel, the remains of victims were scattered all over. They were gathered by the surviving residents into a memorial that became a place of prayer.

This Tower of Souls has a special meaning among Okinawa's many monuments. It was originally a mound formed from the collection of remains by the residents themselves. It eventually came to be considered the origin of the memorials for the war victims, the starting point for the desire of the nameless ordinary people for an end to war and a place of renewed commitment to end war.

At the exit of the Okinawa Peace Memorial Museum is inscribed “Musubi no Kotoba” (the final word) which includes the following: “It is certainly human beings who cause war, but are we not also the ones who can put a stop to it? This is our unshakeable conviction, learned at great price.”

The keen cry of the people of Okinawa against war, military bases, and military build-up comes from the experience of the Battle of Okinawa and underlies their conviction that “War is so brutal there can be nothing more shameful.”⁴ However, despite this appeal by the people of Okinawa, the treatment of Okinawa as a "sacrificial stone" has continued and even today after 75 years its right to self-determination is ignored.

Today in response to the appeal of Okinawans who hate all war and value life, and offering prayers for all war victims as we reflect on the Tower of Souls, let us renew our determination to seek and take action for peace.

The heart of the Okinawan song "Nuchido Takara" (life is a treasure) which affirms that nothing is more valuable than human life resonates with the theme of Pope Francis' visit to

– Now Is The Time To Be Prophetic, (<https://www.cbcj.catholic.jp/2005/08/06/5119/>).

³ CBCJ Message, 2015: 70 Years after the War: Blessed are the peacemakers – Now especially, peace must not depend upon weapons, (<https://www.cbcj.catholic.jp/2015/02/25/5182/>).

⁴ Okinawa Peace Memorial Museum, Musubi no Kotoba.

Japan, Protect All Life: “Our world, teeming with life and beauty, is above all a precious gift of the Creator.”⁵ “Genuine care for our own lives and our relationships with nature is inseparable from fraternity, justice and faithfulness to others” (*Laudato Si'*, 70).⁶ Therefore, no one should start war, no matter what the rationale may be. We Christians resonate with the cries of Okinawans and the words of Pope Francis, appealing for the abandoning of war and permanent peace. Peace with all is God’s wish.⁷

The Catholic Church's stance for non-violent peace

Thirty-nine years ago in February 1981, Pope John Paul II, proclaimed this powerful message in Hiroshima: “War is the work of man. War is the destruction of human life. War is death. ... To remember the past is to commit oneself to the future. ... Let us promise our fellow human beings that we will work untiringly for disarmament and the banishing of all nuclear weapons.”

In response to this appeal, the following year the Japanese bishops instituted an annual “Ten Days for Peace” (August 6-15) to reflect about and pray for peace and began to speak forthrightly on issues of peace and human rights.

The decision of the Japanese bishops resonates with the message Pope Francis’ 2017 World Day of Peace message. The pope expressed his support of “active non-violence” and said, “may nonviolence become the hallmark of our decisions, our relationships and our actions, and indeed of political life in all its forms.”

In August of the same year, the pope revised paragraph 2267 of The Catechism of the Catholic Church to confirm opposition to the death penalty because, “the death penalty is inadmissible because it is an attack on the inviolability and dignity of the person.”

On September 20, 2017, the Vatican joined two other nations in being the first countries to sign and ratify the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, and in November hosted an international conference on “Prospects for a World Free from Nuclear Weapons and for Integral Disarmament.” At that conference, Pope Francis said regarding nuclear weapons, “The threat of their use, as well as their very possession, is to be firmly condemned. ... Essential in this regard is the witness given by the *Hibakusha*, the survivors of the bombing of Hiroshima and Nagasaki, together with other victims of nuclear arms testing. May their prophetic voice serve as a warning, above all for coming generations!”

As for “nuclear deterrence theory,” the pope continued, “The teaching of John XXIII remains ever valid. In pointing to the goal of an integral disarmament, he stated: ‘Unless this process of disarmament be thoroughgoing and complete, and reach men’s very souls, it is impossible to stop the arms race, or to reduce armaments, or – and this is the main thing – ultimately to abolish them entirely.’” (*Pacem in Terris*, April 11, 1963)

The Pope's Peace Message in Japan

Last November, Pope Francis visited Nagasaki and Hiroshima “as a pilgrim of peace, to stand in silent prayer, to recall the innocent victims of such violence, and to bear in my heart the prayers and yearnings of the men and women of our time.”⁸ The pope appealed to the world on behalf of the aging atomic bomb survivors who seek peace more than anyone else,

⁵ Pope Francis, Sermon at Tokyo Dome, November 25, 2019.

⁶ Ibid.

⁷ Cf. Hebrews 12:14, Romans 12:18.

⁸ Pope Francis, Speech at the Meeting for Peace at the Peace Memorial, Hiroshima, November 24, 2019.

“the young, who long for peace, who work for peace and who sacrifice themselves for peace,” “the poor who are always the most helpless victims of hatred and conflict,” “the voiceless, who witness with concern and anguish the growing tensions of our own time,”⁹ and voices against the arms race, no matter how small.¹⁰ Without blaming anyone, the pope faced the ultimate moral issue of peace, and gave a strong message about armaments and nuclear weapons. “The arms race wastes precious resources. ... The money that is squandered and the fortunes made through the manufacture, upgrading, maintenance and sale of ever more destructive weapons, are an affront crying out to heaven.”¹¹ Later in Hiroshima he said, “the use of atomic energy for purposes of war is today, more than ever, a crime not only against the dignity of human beings but against any possible future for our common home. The use of atomic energy for purposes of war is immoral, just as the possessing of nuclear weapons is immoral.”¹²

The pope’s call is intended for all people. “A world of peace, free from nuclear weapons ... To make this ideal a reality calls for involvement on the part of all: individuals, religious communities and civil society, countries that possess nuclear weapons and those that do not, the military and private sectors, and international organizations. Our response to the threat of nuclear weapons must be joint and concerted.” “For her part, the Catholic Church is irrevocably committed to promoting peace between peoples and nations. This is a duty to which the Church feels bound before God and every man and woman in our world. We must never grow weary of working to support the principal international legal instruments of nuclear disarmament and non-proliferation, including the Treaty on the prohibition of nuclear weapons.”¹³

Responding to the pope's call, the Catholic Bishops' Conference of Japan issued a letter last December in its president's name to Prime Minister Abe, urging the signing and ratification of the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons. The U.S. Conference of Catholic Bishops' Committee on International Justice and Peace also supported Pope Francis' remarks in Hiroshima and Nagasaki, and issued a statement urging their government "to exercise global leadership for mutual, verifiable nuclear disarmament."¹⁴ The bishops of Canada¹⁵ and Germany¹⁶ issued statements last year in support of the Vatican's policy of abolishing nuclear weapons, and in response to the pope's recent stance have expressed a change in attitudes regarding nuclear deterrence.

Peace, a journey of hope

This year marks the 70th anniversary of the start of the Korean war. The tragedy of one people at war among themselves is not unrelated to Japan's 35-year rule in Korea. The Korean War remains a source of trouble, and East Asia, including Japan, was dragged into the Cold War and its conflicts between the interests of the great powers, and so progress on peace remains uncertain. How we contribute to peacebuilding in East Asia will reveal whether we,

⁹ Ibid.

¹⁰ Pope Francis, Address on Nuclear Weapons at the Atomic Bomb Hypocenter Park, Nagasaki, November 24, 2019.

¹¹ Ibid.

¹² Pope Francis: Speech at Meeting for Peace.

¹³ Pope Francis: Address on Nuclear Weapons.

¹⁴ Bp. David J. Malloy, Chairman of the U.S. Conference of Catholic Bishops' Committee on International Justice and Peace, November 25, 2019: *Statement from U.S. Bishops' Chairman of International Justice and Peace Committee on Nuclear Weapons*, Washington.

¹⁵ Canadian Conference of Catholic Bishops, 2019: *Statement on Nuclear Weapons*, Ottawa.

¹⁶ The German Commission for Justice and Peace, June 2019: *Outlawing Nuclear Weapons as the Start of Nuclear Disarmament*, Berlin.

the Church in Japan, can follow the words of Pope Francis. To do so, we renew our determination to face the past unflinchingly and continue to take responsibility for the future.

In this year's World Day of Peace message, Pope Francis says that the journey to peace is "a journey of hope in the face of obstacles and trial." "It is a patient effort to seek truth and justice, to honor the memory of victims and to open the way, step by step, to a shared hope stronger than the desire for vengeance." And so, "Hope is thus the virtue that inspires us and keeps us moving forward, even when obstacles seem insurmountable." Along with the virtue of hope, "We need to pursue a genuine fraternity based on our common origin from God and exercised in dialogue and mutual trust. The desire for peace lies deep within the human heart." As St. Paul tells us, "Let the peace of Christ rule in your hearts" (Colossians 3:15).

We ask God to unite the hearts and minds of people who gather in churches and communities in areas of conflict and those at peace. May the will and hope for peace we received from Pope Francis' visit to Japan be enriched by the resurrection life of Jesus Christ and the breath of the Holy Spirit.

Catholic Bishops' Conference of Japan
June 23, 2020

政府が検察官人事の独立性を脅かすことは、三権分立の原則に反します

Prot. JP20-01
2020年5月15日

内閣総理大臣
安倍晋三様

日本カトリック正義と平和協議会会長
勝谷太治司教

正義と平和協議会会長声明

政府が検察官人事の独立性を脅かすことは、三権分立の原則に反します

私たちは、日本国憲法によって定められる三権分立の原則が、政府が今国会（第201回国会）に提出した検察庁法改正法案を含む国家公務員法等の一部を改正する法律案によって、大きく損なわれるのではないかと憂慮しています。

なぜなら、同法案がもしそのまま通れば、政府は、政府の一存で、検事総長、次長検事、および検事長の定年延長を決めることができるようになってしまうからです。時の政権が検察官人事を恣意的に運用することになれば、政府の疑惑の追及すらも含む検察庁の職務を歪める恐れが生じます。「準司法官」ともいえる検察官の独立性と政治的中立性が脅かされ、三権分立の原則が大きく損なわれることになるばかりでなく、政権の意向に沿った検察権の乱用により、政治的立場、思想、信仰、信条に対する不当な弾圧が引き起こされる可能性も否定できません。

私たちは、検察官の65歳までの定年延長や役職定年の設定自体に反対しているわけではありません。検察

庁法 4 条には、検察官の刑事事件の公訴、法の正当な適用の請求、裁判の執行・監督、公益の代表としての役割などが明記されています。検察官には同法に則り、市民の権利と民主主義を守るため、正しく任務を遂行されることを望みます。

4 月 7 日、政府は新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」を発令しました。現在、解除の方向に向かってはいますが、いまなお国内は「緊急事態宣言」発令下にあり、市民は様々なかたちで経済的困窮、感染の不安に直面し、それぞれが生活と生命の維持で手一杯な状況にあります。このようななかで、三権分立の原則に反する危険のある法案を、5 月 13 日の内閣委員会には法務大臣さえ出席しないまま、国会で採決に持ち込もうとする政府の進め方は、極めて強引と言わざるを得ず、「なぜこのような時に」と、強い疑念と違和感を拭うことができません。

以上、同法案の見直し及び審議の進行の見直しを求め、新型コロナウイルス感染症対策こそ最優先として尽力されることを、強く求めます。

最後に、昨年 2019 年 11 月に来日した教皇フランシスコの言葉を引用させていただきます。

「耳を傾けることのできる政治家は、幸いである。」

(「世界平和の日」教皇メッセージ「よい政治は平和に寄与する」2019 年 1 月 1 日より)

2020 年船員の日 委員長メッセージ

2020 年 AOS 船員の日メッセージ

教皇庁人間開発のための部署は、7 月の第 2 日曜日（今年は 7 月 12 日）を「船員の日」と定め、船員のために祈るよう呼びかけています。日本カトリック難民移住移動者委員会も、海で働く人々、特に船員・漁船員の皆さんとその家族のための祈りを呼びかけます。

ステラ・マリス 海の人々と共に 100 年

1920 年 10 月 4 日スコットランドのグラスゴーで、一人の司祭と数人の信徒が、グラスゴー港に停泊する船の船員たちを支援するための話し合いを持ちました。現在は、カトリック教会の国際組織となった船員司牧 (AOS : Apostleship Of the Sea) の始まりです。今年、創立 100 周年を迎えます。10 月に予定されていたグラスゴーでの世界大会は、新型コロナウイルス感染拡大のため来年に延期されましたが、この 100 周年という節目は「ステラ・マリス」の名称でも親しまれている、海の使徒職 AOS について、多くの方により知っていただく良い機会です。AOS の活動は、現在 56 カ国、322 の港で行われています。

海運の有り様は、この 100 年間に大きく変わりましたが、AOS の使徒職がめざすものは創立時から変わりません。なぜなら司牧とは、人間の全ての側面において、すなわち、人格的、社会的、職業的、霊的次元で、船員たちのために奉仕することにあります。

船員たちのために、世界ではいくつかの組織が役割を担ってきました。一つは船員の生活と仕事に関わる、国際労働機関 (ILO : 1919 設立)。もう一つは、海上の安全等、海事分野の諸問題について扱う国際海事機関 (IMO : 1948 設立)、そして健康と保健が専門の世界保健機関 (WHO : 1948 設立) です。これらの専門機関の

働きによって船員たちの状況は改善されましたが、福祉や基本的生活の保障については、まだまだ不十分です。

20世紀始め、船員の生活は不安定で、過酷で、無防備な状態に置かれていました。今日、多くの船には良い条件が整えられつつありますが、家族や故国から長期間離れ、港での滞在時間の短縮等により、孤独感が増えています。また、航行と積み降ろしのスピード化は、大きなストレスをもたらしています。

出身国による格差や会社からの不当な扱いや遺棄、死亡、いじめやハラスメント、さらに海賊や武装強盗により人質とされること等、人間らしい生活労働環境確保が困難となっていることがしばしば報告されています。

今、大切なことは船員に出会うための訪問です。彼らは、訪問者とおしゃべりをして、一緒に過ごすことをとても楽しみにしています。信頼関係を築き、問題解決の手伝い、そして社会的、法的、霊的な支援が求められています。

今年は特に、新型コロナウイルスのパンデミックの影響で、海運業は未曾有の試練に直面しています。船員とその家族のために祈り続けましょう。

ステラ・マリスの聖母が彼らをすべての危険から守って下さいますように。

教皇フランシスコの祈り

2013年7月8日 ランペドゥサにて

海の星、マリアよ、
もう一度、あなたにお願いにきました
かくまっていただけの穏やかな場所を見つけるために
ご保護と助けを願うために
神の母、私たちの母よ、
海の危険と向き合っているすべての人に
あなたの温かい眼差しを向けてください
生活に必要な糧が、それぞれの家族に保障されますように
神の被造物が尊重されますように
人々の平和のために仕えることができますように アーメン

2020年7月12日
日本カトリック難民移住移動者委員会
担当司教 山野内倫昭

2020年船員の日 委員長メッセージ 英語版

Message for the Day of Seafarers 2020

The Vatican's Dicastery for Promoting Integral Human Development has designated the second Sunday in July each year as Sea Sunday. It calls for prayers for seafarers on July 12 this year. The Catholic Commission of Japan for Migrants, Refugees and People on the Move also invites you to pray for seafarers and their families.

Stella Maris: Serving seafarers for 100 years

On October 4, 1920, in Glasgow, Scotland, a priest and several laypeople met to discuss ways to assist crews of ships anchored in Glasgow Harbor. It was the beginning of AOS (Apostleship of the Sea), which became an international organization of the Catholic Church. This year, we celebrate the 100th anniversary of AOS.

The AOS World Congress was to take place in Glasgow in October, but it has been postponed to next year due to the new coronavirus pandemic. Even so, this centenary of AOS (also known as Stella Maris, Star of the Sea) is a good opportunity for more people to know about this apostolate. AOS activities currently take place in 322 ports in 56 countries.

Shipping has changed greatly over the last 100 years, but the vocation of AOS has not changed since its foundation because pastoral care has always meant to serve people in all aspects of their humanity – the personal, the social, the professional and the spiritual.

Several international organizations have played important roles for seafarers. One is the International Labor Organization (ILO: 1919) which is involved in their life and work. Another is the International Maritime Organization (IMO: 1948), which deals with issues such as maritime safety, and a third is the World Health Organization (WHO: 1948), which is concerned with health. The work of these specialized institutions has improved the lives and working conditions for seafarers but guarantees for their welfare and basic needs are still insufficient.

At the beginning of the 20th century, seafarers' lives were unpredictable, harsh, and unprotected. Today, conditions on many ships are better, but crews are away from their families and homes for a long time, and loneliness is a great problem with fewer crew members on board and shorter stays in port. Also, the increased speed of navigation, lading and unloading makes work even more stressful.

It is often reported that it is difficult to secure a truly human living and working environment because of disparities depending on one's nationality, unfair treatment or abandonment by the company, death, bullying and harassment, or even being taken hostage by pirates and armed robbers.

The important thing now is to visit and meet the sailors. They look forward to chatting with visitors and spending time with others. Building trust gives them help with problem solving and provide social, legal, and spiritual support.

This year the shipping industry faces unprecedented challenges due to the new coronavirus pandemic. Continue to pray for seafarers and their families. May Our Lady, Star of the Sea (Stella Maris), protect them from all danger.

From a prayer of Pope Francis at Lampedusa

July 8, 2013 (unofficial translation)

Mary, Star of the Sea,
Once again, we turn to you
to find refuge and peace
and implore your protection and help.
Mother of God, our mother,
Look kindly on all who each day face the dangers of the sea,

May each family be guaranteed the food they need to live,
May God's creatures be respected,
And may we serve the peace of people. Amen.

July 12, 2020
Mario Michiaki Yamanouchi
Bishop in Charge
Catholic Commission of Japan
for Migrants, Refugees and People on the Move

2020 年世界青年の日 教皇メッセージ

2020 年第 35 回「世界青年の日」教皇メッセージ
「若者よ、あなたにいう。起きなさい」(ルカ 7・14)

親愛なる若者の皆さん

「若者、信仰、そして召命の識別」というテーマで 2018 年 10 月に開催された世界代表司教会議（シノドス）を通して教会は、現代世界における皆さんの状況、生きる意味と目的を求める皆さんの探求、そして神と皆さんとのかかわりについて、深く考え始めました。2019 年 1 月に、わたしはワールドユースデー（WYD）パナマ大会のために世界中から集まった数えきれないほど多くの、皆さんと同年代の人たちに会いました。これらの行事——シノドスと WYD——は、「ともに歩む」という教会の本質的な側面を表しています。

その歩みの中で、大切な節目を迎えるたびに、わたしたちは神によって、そしていのちそのものによって、新たな出発をするよう強く求められます。若者の皆さんは、こうしたことが得意でしょう。皆さんは旅に出ること、これまで見たことのない場所や人と出会うこと、新しい体験をすることが大好きです。だからこそわたしは、2022 年に行われる皆さんの大陸をまたいだ次の巡礼の目的地として、ポルトガルの首都リスボンを選びました。15 世紀から 16 世紀にかけて、多くの宣教師を含む大勢の若者が、イエスと結ばれた自分たちの体験を他の民族や国々と分かち合うために、そこから見知らぬ土地へと旅立ちました。WYD リスボン大会のテーマは「マリアは出かけて、急いで向かった」(ルカ 1・39) です。その年までの 2 年間は、皆さんとともに別の二つの聖書箇所を考えたいと思います。2020 年は「若者よ、あなたにいう。起きなさい」(ルカ 7・14)、2021 年は「起き上がれ。わたしはあなたを、あなたが見たことの証人とする (使徒言行録 26・16 参照) です。

ご覧のとおり、三つのテーマに共通する動詞は、「起きる（出かける）」です。この表現には、復活、新しいいのちへの目覚め、という意味もあります。これは、使徒的勧告『キリストは生きている』の中で繰り返して用いた動詞です。この文書は 2018 年のシノドス後にわたしが皆さんにあてて書いたもので、シノドス最終文書と合わせて、皆さんの人生の歩みを照らすともしびとして、教会が差し出したものです。わたしたちをリスボンへと導く道が、教会全体の中で、この二つの文書の実践のための力強い取り組みと一致して、青少年司牧に携わる人々の任務を方向づけていくよう心から望みます。

それでは今年のテーマ、「若者よ、あなたにいう。起きなさい」（ルカ 7・14）について考えましょう。この福音箇所はすでに、使徒的勧告『キリストは生きている』で引用しています。「あなたが、活力あふれる内面、夢、熱意、希望、おおらかさを失ってしまうと、イエスは、かつてやもめの死んだ息子の前に立ったようにあなたの前に現れ、復活した主としての力のかぎりに訴えるのです。『若者よ、あなたにいう。起きなさい』（ルカ 7・14）」(20)。

この箇所は、イエスがガリラヤ地方のナインという町に入り、一人の若者、やもめの一人息子の埋葬に向かう葬列に出会ったときのことを記しています。イエスはその女性の深い悲しみに心を打たれ、奇跡によってその息子を生き返らせます。しかしその奇跡は、一連のしぐさや態度が示された後のことです。「主はこの母親を見て、あわれに思い、『もう泣かなくともよい』といわれた。そして、近づいて棺に手を触れられると、担いでいる人たちは立ち止まった」（ルカ 7・13-14）。こうした主の行為とことばについて、しばらく考えてみましょう。

悲しみと死を見つめる

イエスは注意深いまなざしで、この葬列を見つめています。群衆の中から、悲痛な顔の女性を見つけます。イエスのまなざしは、新たないのちの源となる出会いを生じさせます。多くを語る必要などないのです。

それではわたしたち一人ひとりのまなざしはどうでしょうか。注意深く見つめているのでしょうか。それとも、携帯電話の膨大な写真や SNS 上のアドレス帳に素早く目を通すときのように見ているのでしょうか。その場に居合わせていないのに、さまざまな出来事を目撃者になることが、今日、いかに多いことでしょうか。何かが起こったら携帯でその場の写真を撮るばかりで、その渦中の人を自分の目で見ないことがよくあるのではないのでしょうか。

わたしたちは、周囲で、そして時には自分自身の中で、死——肉体の死、精神の死、感情の死、社会的な死——という現実と接します。そのことに気づいているのでしょうか。それともその結果を受け入れるだけでしょうか。いのちを取り戻すために、わたしたちに何かできることがあるのでしょうか。

わたしは、皆さんの年代が味わっている多くの否定的な状況について考えています。たとえば、今にすべてをかけ、極端な行動によっていのちを危険にさらす人もいます。また、失望して「死人」になった若者もいます。ある若い女性が言っていました。「わたしの友人の中には、チャレンジする気概や、起き上がる勇気を失っている人がいます」。残念ながら、抑うつ状態は若者の間にも広がり、自殺したいという気持ちさえ引き起こすこともあります。無気力に支配される、苦悩と後悔のどん底で自分を見失う、そうした状況がいかに多いことでしょうか。魂の叫びをあげているのに、だれにも聞いてもらえない若者がどれほど多くいることでしょうか。彼らの周囲には、自分たちは楽しんでいながら、彼らを遠巻きに見るだけの、無関心で冷淡な人々の視線があるばかりです。

心の中では死んでいるのに、自分は生きていると思ひ込み、うわべだけで生きている人もいます（黙示録 3・1 参照）。その人はすでに 20 歳で、人生を自分の尊厳にふさわしいものへと高めるのではなく、どん底に引きずり落としているのです。つかの間の娯楽や、人から注目や好意を受ける瞬間に得る、わずかな満足感を求めながら、「なりゆきに任せて生きる」ことがすべてだと思っているのです。また、デジタル・ナルシズムが横行し、若者にも成人にも影響を及ぼしています。多くの人がそのように生きています。中には、お金をもうけることと、何事もなく暮らすことだけが人生の一大事であるかのように考える物質主義を、おそらく周りから吹き込まれた人もいます。ゆくゆくは自覚症状のない病、無関心、生きることへの無気力を悪化させるに違いありません。

大切だと思って頑張ってきたことが、うまくいかなかったり、思うような成果を上げなかったりするとき

がありますが、そうした個人的な失敗によっても、否定的な状況は生じます。それは、学校、スポーツ、芸術などのあらゆる分野で起こりうることです。「夢」が砕けると、自分が死んでしまったように感じます。しかし、だれにとっても失敗は人生の一部に過ぎませんし、それが恵みとなることもあります。幸運を招くと思っていたものが、実は幻想や偶像であったということがよくあります。偶像は、わたしたちにすべてを要求し、わたしたちを隷属させますが、その見返りは何もありません。そして最後にはその偶像は崩壊し、ちりとほこりしか残りません。このように失敗も、もし偶像を打ち砕くのであれば、痛みは伴いますが、善となるのです。

若者が置かれうる他の身体的死や道徳的死の状態、つまり依存症、犯罪、貧困、重病などについて考えていくこともできます。ですが、皆さんの中で、また皆さんの身近な人々の中で、今現在あるいは過去に「死」を引き起こしたものについては、各自で考え、認識して下さるよう皆さんにゆだねます。それと同時に、福音書のあの若者のことを忘れないでください。死んでいた彼が生き返ったのは、生きてほしいと願ったかたに見つめられたからです。このことは、現代においても、日々起こりうることです。

あわれに思う

聖書には、「はらわたが揺り動かされる」ほどに、他者の痛み心に心を揺さぶられる人々の感情が幾度も記されています。イエスは、そうした感情に動かされて、他者の現実を共有して下さるのです。イエスは人々の苦しみをその身に担われます。この母親の悲しみはイエスご自身の悲しみとなり、この息子の死はご自分の死となるのです。

若者は共感できるということを、皆さんは幾度となく示してくれています。そのことは、皆さんのだれもがそうした状況になった際に、惜しみなく支援したことを見れば分かります。若者のボランティアの支援グループが活躍しない災害、地震、洪水はありません。被造物を守るために大勢の若者が活躍していることもまた、皆さんに地球の叫び声を聞く力があることのあかしなのです。

親愛なる若者の皆さん、そうした感性を奪われまいでください。苦しんでいる人の嘆きにつねに耳を傾けてください。現代世界の中で叫び、死にゆく人に心を動かされてください。「人生には、涙で洗われた瞳でなければ見えない現実があります」(『キリストは生きている』76)。泣いている人とともに泣くことができれば、あなたは真に幸せになれる。皆さんの大勢の仲間が、機会に恵まれなかったり、暴力や迫害を受けたりしています。彼らの傷を自分自身の傷としてください。そうすれば皆さんはこの世界における希望の担い手となり、兄弟姉妹に「起きなさい。あなたは独りではないのです」と、声をかけることができるでしょう。そして、御父はわたしたちを愛しておられ、イエスこそが、わたしたちを起き上がらせるために差しのべられた神の手だということを、身をもってあかしすることができるでしょう。

近づいて「触れる」

イエスは埋葬に向かう人々を立ち止まらせます。イエスは近づき、傍らにいます。寄り添いはますます距離を縮め、他者を生き返らせる勇敢な行為となります。預言的な行為です。それは、生きておられ、いのちを与えて下さるイエスのひと触れ、若者の死んだからだに聖霊を注ぎ、彼を生き返らせるひと触れです。

そのひと触れは、苦悩や絶望の現実浸透していきます。それは、人間の真の愛を通して伝わり、自由と尊厳、希望、充満した新たないのちの、想像をはるかに超えた場を切り開くことのできる、神のひと触れです。イエスのこの行為の効力ははかり知れません。それは、単純でありながらも具体的な寄り添いの動作からも、人を生き返らせる力が生じうることを思い出させてくれます。

そうです。若者の皆さんもイエスのように、皆さんが会おう痛みや死の現実に近づき、それに触れ、生き返らせることができます。皆さんがまずイエスの愛に触れていただき、皆さんの心が自分たちに向けられた

その優しさによって柔和にされたのなら、それは聖霊のおかげです。ですから、生きとし生けるもの、とりわけ飢えている人、渴いている人、病気の人、裸の人、拘留されている人、これらの兄弟姉妹に向けられた神の悲痛なほどの優しさを心に感じるならば、皆さんはイエスのように彼らに近づき、イエスのように触れ、内的に死を味わっている友、苦しんでいる友、信仰も希望も失った友を、神のいのちに導くことができるでしょう。

「若者よ、あなたにいう。起きなさい」

福音書は、イエスがナインで生き返らせたこの若者の名前を伝えてはしません。このことは、この若者に自分を重ねるようにという読者への招きです。イエスはあなたに、わたしに、わたしたちそれぞれに語りかけ、「起きなさい」といっておられます。わたしたちキリスト者は、自分たちも倒れること、そして必ず起き上がらなければならないことを十分認識しています。倒れないのは歩かない人だけですが、それでは決して前に進めません。だからこそ、キリストの働きかけを受け入れ、神を信じることを行動で示すよう求められているのです。その第一歩は、起き上がることを受け入れることです。イエスが与えてくださる新しいいのちは、生きるべき素晴らしいのちです。これからも決して離れずに寄り添ってくださり、実りある豊かな人生を歩めるようわたしたちを助けてくださるかたによって、そのいのちは支えられているからです。

それこそが真に、新しい創造であり、新たな誕生です。気持ちの切り替えなどではありません。苦境に立たされたとき、おそらく多くの皆さんが、今はやりの何でも解決してくれるはずの「魔法の」ことばを何度も聞かされたことでしょう。「自分自身を信じなさい」「あなたの中に解決方法があるのだから、それを見つけなさい」「あなた自身が持っている前を向く力に気づきなさい」といったことばです。しかし、これらはすべて、単なることばにすぎません。真に「心が死んでいる」人には効き目がありません。キリストのことばは、それらとは違った深みのある、はるかに勝ることばです。それは神のことば、創造のことばです。死んでしまったいのちを生き返らせることのできるの、このことばだけです。

「生き返った」新しいいのち

若者は「ものを言い始めた」（ルカ7・15）と福音書には記されています。キリストによって触れられ、生き返った人が最初にしたことは、自分の思いを言い表すこと、恐れも迷いもなく自分の心の内を、自分自身を、願い、要求、夢を話すことです。かつては、だれも自分のことを理解してくれないと思い込んでいて、そうしなかったのかもしれない。

話すということは、他者とかかわり始めることをも意味します。「死んだ」状態のときには、自分の中に閉じこもり、かかわりは途絶えるか、うわべだけで、形だけの、偽善的なものになってしまいます。イエスがわたしたちを生き返らせるときは、わたしたちを人々のもとに「お返しになるのです」（ルカ7・15参照）。

現代は、コミュニケーションよりも「コネクション」ばかりです。電子機器の使用が行き過ぎると、わたしたちは画面から離れられなくなります。このメッセージを通してわたしは、イエスのこの「起きなさい」から始まる文化的変革の挑戦に、若者の皆さんと一緒に取りかかろうと思っています。若者を一人ひとり切り離し、バーチャルワールド（仮想世界）に閉じ込めようとする文化に、わたしたちは「起きなさい」というイエスのこのことばを広めます。それは、バーチャルリアリティ（仮想現実）をはるかにしのぐ現実に関かれなさいという招きです。テクノロジーをないがしろにするということではありません。テクノロジーを目的としてではなく、手段として用いるということです。「起きなさい」ということばには、「夢を見なさい」、「果敢に挑戦しなさい」、「一生懸命、世界を変えようとしなさい」、あなたの願望にもう一度火をつけなさい、空や星、あなたの周りの世界を見つめなさい、という意味もあります。「起き上がって、あなた自身になりなさい」。わたしたちの周りには多くの若者の沈んだ顔は、このメッセージのおかげで、生き生きとし、どんなバーチャルリアリティよりもはるかに美しくなるでしょう。

あなたがいのちを与えるなら、だれかがそれを受け取るのです。ある若者がいっていました。「何かすばらしいものを見て、自分もそうしたいと思ったなら、ソファから立ち上がりなさい」と。すばらしいものは情熱をかき立てます。若者は何かに、もしくはむしろだれかに夢中になれば、ついには起き上がって、大きなことをし始めます。死んだ状態から起き上がり、キリストのあかし人となって、キリストのためにいのちをささげるはずで

親愛なる若者の皆さん、皆さんの情熱や夢は何ですか。それらを表に出してください。そしてそれを通して、霊的、芸術的、社会的分野ですばらしいものを、世界に、教会に、そして他の若者に示してください。わたしの母国語で、皆さんにもう一度いいます。「アガン・リオ（ひと騒ぎしましょう）！」声を上げましょう。ある若者がいっていました。「もしイエスが自分のことしか考えなかったらなら、このやもめの息子は生き返らなかったでしょう」。

この若者の復活は、この子を再びその母親と結びつけます。この母親のうちにマリアを、わたしたちが世界中の若者をゆだねる聖母マリアを見ることができます。一人残らずすべての若者を優しく受け入れたいと望んでいる教会の姿も、この母の中に見ることができます。ですから教会のためにマリアに祈りましょう。マリアが、死にある子らの母、涙を流し、その子が生き返ることを懇願する母であり続けてくださいますように。死にあるわが子一人ひとりのために、教会もまた死にます。そして、生き返った子らそれぞれのために、教会もまた生き返るのです。

皆さんの旅を祝福します。そしてどうか、わたしのために祈るのを忘れないでください。

ローマ

サン・ジョヴァンニ・イン・ラテラノ大聖堂にて

2020年2月11日

ルルドの聖母の記念日

フランシスコ

2020年世界召命祈願の日 教皇メッセージ

2020年第57回「世界召命祈願の日」教皇メッセージ

2020年5月3日

「召命についての語」

親愛なる兄弟姉妹の皆さん

昨年8月4日、アルスの聖なる主任司祭の没後160周年にあたり、わたしは、主の召し出しにこたえて神の民のために日々仕えている司祭の皆さんに、一通の手紙をお渡しすることにしました。

その際、司祭の皆さんに感謝し、その奉仕職を支えるために、四つの鍵となる語——痛み、感謝、強い心〔勇気〕、賛美——を選びました。ガリラヤ湖で嵐の夜にイエスとペトロが体験した驚くべき出来事を伝える福音箇所（マタイ14・22-33参照）を背景に、今日「第57回世界召命祈願の日」にこれらの語をあらため

て取り上げ、神の民に示せるのではと考えています。

パンを増やして群衆を驚嘆させた後、イエスはご自分が群衆を解散させている間に、舟に乗って先に向こう岸へ行くよう弟子たちに命じました。湖を渡る弟子たちの姿は、どこかわたしたちの人生の旅を思わせませぬ。実際、わたしたちの人生の舟は、無事に上陸しようと、ゆっくりと、つねに不安げに進みます。水上のさまざまな危機や好機に対応できるよう備えながらも、最後には舵取りに正しい航路への方向転換を期待します。ところが舟は往々にして、安全な港に導く灯台の明かりを頼りとせず、幻想に振り回されて航路から外れたり、困難、疑い、恐れという逆風に見舞われたりします。

このことは、ナザレの師なるかたに従うよう呼ばれた弟子たちの心にも起こります。弟子たちは、身の安全を顧みずに主に従うことを、勇気をもって選び取り、対岸に渡ることを決意しなければなりません。その冒険には危険が伴います。夜になり、逆風が吹き、舟は波に翻弄されます。そして、自分には無理ではないか、召し出しにこたえられないのではないかという不安に押しつぶされそうになります。

けれども福音書は、この決して容易ではない冒険において、わたしたちは独りではないと語っています。主は、漆黒の闇に差す夜明けの光のように、波立つ湖上を歩いて弟子たちのところに来られます。そして、波の上を歩いてご自身のもとに来ようペトロを招きます。ペトロが沈みかけているのを見ると彼を助け、最後には舟に乗り込み、風を静めます。

ですから、召命についての最初の語は感謝です。正しい航路を進むのは、自分の努力次第でもなければ、自分で選んだ進路だけで決まるのでもありません。自己とその人生計画の実現は、他から切り離された「自分」の内部での決定による数学的な結果ではありません。それはむしろ、天からの呼びかけに対する応答にほかなりませぬ。主こそが、これから向かう対岸を示し、それに先立って舟に乗る勇気を与えてくださるかたです。主こそが、わたしたちに呼びかけながら、わたしたちの舵取りとなって、わたしたちに寄り添い、行き先を示し、ためらいという岩場で座礁しないよう導き、荒波の上を歩けるようにすらすらとくださるかたです。

どの召命も、主がわたしたちに会いに来られるときの優しいまなざしから生まれます。主は、舟が嵐に襲われているときにこそ来てくださいます。「それは、わたしたちの選択というよりは、主の無償の召し出しへの応答です」（「聖ヴィアンネ没後 160 周年記念、教皇から司祭への手紙（2019 年 8 月 4 日）」）。ですから、感謝に向けて心を開き、自分たちの人生を神が通っておられることが分かったなら、わたしたちはその呼びかけに気づき、受け入れることができるでしょう。

湖上を歩いて近づいて来られるイエスを見て、弟子たちは最初、幽霊だと思い、おびえます。しかしイエスは、一つのことばをもってすぐに彼らを元気づけます。「安心なさい。わたしだ。恐れることはない」（マタイ 14・27）。これは、わたしたちの人生と召命の旅に必ず伴わせるべきことばです。強い心〔coraggio（安心なさい）〕——これこそ、わたしが皆さんにお伝えしたい第二の語です。

わたしたちはたびたび、心をかき乱す幽霊によって、前へ進むこと、成長すること、主が用意してくださった道を選ぶことを妨げられます。安全な岸を離れ、ある生き方——結婚、叙階された聖職、奉獻生活など——を受け入れるよう招かれたとき、最初の反応が「疑念という幽霊」によるものであるのはよくあることです。「これがわたしの召命であるはずがない。本当にこれが正しい道なのか。主は本当にこれをわたしに求めておられるのだろうか」と。

そして、気力を奪い、混乱をもたらし、船出する岸に留め置かせる、そうした考えや言い訳、打算が皆、次第に内側で膨らんでいきます。そうして、自分は間違っていた、自分にはとても無理だ、追い払うべき幽霊を見ただけだ、とってしまうのです。

主は、人生の土台となる選択——結婚なのか、主に仕えるために自分を特別に奉獻するのか、といった選び——には強い心が必要であることをご存じです。主は、わたしたちの心の舟を揺るがす問題、疑い、困難を知っておられます。だからこそ、「恐れるな。わたしはあなたとともにいる」といって、元気づけてくださるのです。たとえ海が荒れていても、わたしたちに会いに来られ、寄り添ってくださる主の現存を信じることにより、わたしたちは無気力な状態、以前わたしが「感傷的悲嘆」（「聖ヴィアンネ没後 160 周年記念、教皇から司祭への手紙（2019 年 8 月 4 日）」）と呼んだ状態、つまり、わたしたちを動けなくし、召命のすばらしさを味わえなくする意気消沈の状態から解放されます。

「司祭への手紙」では痛みについても語りましたが、ここでは異なる角度からこの語を捉え、疲れについて話したいと思います。どの召命にも、努力は欠かせません。主がわたしたちをお呼びになるのは、わたしたちを「水の上を歩く」ことができるペトロのようにしたいと願っておられるからです。水の上を歩くとは、主が示される具体的で日常的な方法で、とりわけ、信徒、司祭職、奉獻生活のさまざまな形態の召命を通して、福音のためにささげるものとして自分の人生を手にすることです。しかしながら、わたしたちは使徒ペトロと同じです。願いと情熱をもっていますが、その一方で弱さと恐れも抱えています。

結婚生活や司祭職において自分に課せられる責任や、これから起きうる不幸への不安に押しつぶされると、わたしたちはすぐにイエスから目をそらして、ペトロのように沈んでしまうでしょう。その反対に、弱く欠けているものがあっても信仰があれば、復活した主に向かって歩み、嵐にも打ち勝つことができます。わたしたちが疲れと恐れのために沈みそうになるときは、主は確かに手を差し伸べ、喜びと熱意をもって召命を生きるのに必要な意欲を与えてくださるのです。

最後にイエスが舟にお乗りになると、嵐はやみ、波は静まります。それは、わたしたちの日常生活の中で、人生の混迷期に、とりわけ嵐のようなときに、主が働いておられることを表す美しい情景です。イエスは逆風に静まるよう命じます。すると悪の力、恐怖の力、そしてあきらめの力はわたしたちに及ばなくなります。

わたしたちは、生きるようにと呼ばれた具体的な召命の中で、そうした逆風によって疲れ果ててしまうかもしれません。わたしが念頭に置くのは、社会で重要な責務を果たす人々、まさに「勇者」と呼んで然るべき結婚している人々、そしてとくに、奉獻生活や司祭職に就いているかたがたのことで。わたしは知っています。皆さんの疲れ、心を重たくしがちな孤独を、召し出しの熱い炎をだんだんと弱めてしまう慣れの危険、現代の不確実性と不安感による重苦しさ、将来への不安を。安心してください。恐れなくてください。イエスはわたしたちのすぐそばにおられます。イエスこそがわたしたちのいのちの唯一の主であることに気づくなら、イエスは手を伸ばし、わたしたちをつかまえて、救ってくださいます。

そうすれば、波のただ中にあっても、わたしたちのいのちは賛美へと開かれます。これは召命についての最後の語ですが、至聖なるマリアの内的な姿勢から学ぶようにとの招きでもあります。マリアは、ご自分に注がれる神のまなざしに感謝し、恐れと戸惑いを信仰のうちにささげ、強い心で召し出しを受け入れました。マリアはご自身の人生を、主をたたえる終わりのない賛歌としたのです。

親愛なる友である皆さん、わたしは、教会がとりわけ今日という日に、しかしまた、わたしたちの共同体における普段の司牧活動の中でも、召命に奉仕するこの道を進みながら、一人ひとりの信者の心に触れるよう願ってやみません。そうすればそれぞれのキリスト者は、自分に向けられた神の召し出しに感謝をもって気づき、「はい」とこたえる強い心を持ち、キリストへの信頼を通して疲れを克服し、そしてついには、神と、兄弟姉妹と、全世界をたたえる賛美の歌として、自分の人生をささげることができるでしょう。おとめマリアがわたしたちに寄り添い、わたしたちを執り成してくださいますように。

2020年世界広報の日 教皇メッセージ

第54回「世界広報の日」教皇メッセージ
「あなたが子孫に語り伝える」(出エジプト10・2)
人生は物語となる

今年のメッセージは、物語をテーマにしたいと思います。道に迷ったままにならないためには、よい物語から真理を吸収する必要があると、わたしは信じているからです。よい物語とは、壊すのではなく築き上げる物語、自分のルーツと、ともに前に進むための力を見いだす助けとなる物語です。さまざまな声や知らせに取り囲まれる喧騒の中でわたしたちに必要なのは、自分自身のことと、周りにあるすべての美しいものごとを語る、人間らしい物語です。世界とさまざまな出来事にいつくしみのまなごしを向ける物語、わたしたちは生きている織物の一部であることを伝えてくれる物語、わたしたちを互いに結びつけている糸の繕り合わせを明かす物語です。

1. 物語を織る

人間は物語る存在です。わたしたちは子どものころから、食べ物を欲するのと同じように、物語を欲します。童話、小説、映画、歌、報道など、いずれの形であれ、物語はわたしたちの人生に、そうとは気づかなくても、影響を与えています。なじみのある登場人物や話に基づいて、物事の善悪を判断することもあります。物語はわたしたちに刻まれ、わたしたちの信条と姿勢を形成し、自分は何者であるかを理解して伝えられるよう助けます。

人間は、自分のもろさを覆うために衣を必要とする唯一の生き物(創世記3・21参照)であるばかりか、自分のいのちを守るために物語を「まとう」ことをも必要とする唯一の生き物でもあります。わたしたちは衣だけでなく、物語も織り上げます。人間の「織りなす(テクセレ[ラテン語])力」はまさに、織物(テキスタイル)にも、文章(テキスト)にも及ぶのです。どの時代の物語にも、共通の「枠組み[機(はた)]」、すなわち「勇者」が登場するという型があります。日常生活においても見られるそうした勇者が、夢を追い求める中で困難に直面し、勇気を与える力、愛の力に動かされ、悪と戦うという展開になっているのです。物語に熱中することで、わたしたちは人生という挑戦に臨むための勇者の士気を得ることができます。

人間は物語る存在です。人間は、日常という筋書き[横糸]の中で己を知って豊かにし、成長する生き物だからです。しかし原初から、わたしたちの物語は危険と隣り合わせにありました。歴史[物語]には、悪が蛇のようにはい回っているのです。

2. すべての物語がよいとは限らない

「それを食べると、神のようになる」(創世記3・5参照)。蛇の誘惑は、ほどけにくい結び目を、歴史の筋書きに生じさせます。「あれを手に入れると、このようになる、あのようなこともできるようになる……」。

これは、いわゆるストーリーテリングを道具として用いる人が、今もささやくことばです。幸せになるためには、獲得し、所有し、消費することを続ける必要があると信じ込ませ、説き伏せる物語がどれほど多くあることでしょう。わたしたちはどれだけおしゃべりやうわさ話に躍起になって、どれほど暴力や虚言を振っているのか、ほとんど自覚していません。コミュニケーションという機（はた）は、社会的なつながりや文化の構造を結びつける建設的な物語ではなく、社会を織りなす切れやすい糸をほつれさせ、断ち切ってしまう破壊的で挑発的な物語ばかりを生み出しています。裏づけのない情報を寄せ集め、ありきたりな話や一見説得力のありそうな話を繰り返し、ヘイトスピーチで人を傷つけ、人間の物語をつむぐどころか、人間から尊厳を奪っているのです。

道具として用いられる物語や権力のための物語は長くは続きませんが、よい物語は時空を超えます。いのちをはぐくむものなので、幾世紀を経ても普遍なのです。

偽造がますます巧妙化し、予想をはるかに超えた域（ディープフェイク）にまで達する現代において、わたしたちには美しく、真実で、よい物語を受け入れ、生み出す知恵が必要です。偽りで悪意のある物語をはねつける勇気が必要です。今日の多くの分裂にあって、それをつなぎ止める糸を見失わないよう助けてくれる物語を再び見いだすためには、忍耐力と識別が必要です。それは、日常の気づかれることのない英雄行為をも含め、わたしたちの真の姿を照らし出す物語です。

3. 種々の物語から成る物語

聖書は、種々の物語から成る物語です。なんと多くの出来事、民族、人々が示されていることでしょう。そこには冒頭から、創造主であり語り手でもある神について記されています。神がことばを発せられると、それは実現するのです（創世記1章参照）。神は、ことばを発することでさまざまなものにいのちをお与えになり、その頂点として、自由意志をもったご自分の話相手として、またご自分とともに歴史を生み出す者として、男と女をお造りになります。詩編では、被造物が神に呼びかけています。「あなたは、わたしの内臓を造り、母の胎内にわたしを組み立ててくださった。わたしはあなたに感謝をささげる。わたしは……驚くべきものに造り上げられている。……秘められたところでわたしは造られ、深い地の底で織りなされた。あなたには、わたしの骨も隠されてはいない」（139・13—15）。わたしたちは完成されて生まれたものではありません。それどころか、つねに「編まれ」、「織られ」なければなりません。いのちは、「驚くべきもの」であるわたしたち自身を織りなし続けるよう促す招きとして、わたしたちに与えられているのです。

この意味で聖書は、神と人間との壮大なラブストーリーです。その中心にはイエスがおられます。イエスの物語は、神の人間への愛を完成させ、同時に、人間の神へのラブストーリーも完成させます。ですから人間は、種々の物語から成るこの物語の中の重要なエピソードの数々を、世代から世代へと語り伝え、記憶にとどめなければなりません。それらのエピソードには、起きたことの意味を伝える力があるのです。

今年のメッセージのタイトルは、出エジプト記から取られています。出エジプト記は、神がご自分の民の歴史に介入されることを語る本質的な聖書物語です。奴隷となったイスラエルの子らが神に向かって叫んだとき、神はその声を聞き、思い起こされます。「神はその嘆きを聞き、アブラハム、イサク、ヤコブとの契約を思い起こされた。神はイスラエルの人々を顧み、み心に留められた」（出エジプト2・24—25）。しるしと奇跡を通してもたらされる抑圧からの解放は、神の記憶に由来します。そのとき、主はこれらすべてのしるしの意味をモーセに知らせます。「どのようなしるしを行ったかをあなたが子孫に語り伝え、わたしが主であることをあなたたちが知るためである」（同10・2）。出エジプトの体験が教えているのは、神についての知は何よりも、神がいかに現存されているかを次の世代に語り継ぐことによって伝えられるということです。いのちの神は、いのちについて語ることによって伝えられるのです。

イエスご自身も神について、抽象的な話ではなく、日常生活にまつわるたとえ話や短い物語を用いて語り

ました。そこでは人生は物語となり、そして、聴衆にとっては、その物語が自分の人生となるのです。その物語はそれを聞く者の人生に入り込み、その人生を変えるのです。

もちろん福音書も物語です。福音書は、わたしたちにイエスのことを伝えるだけでなく、「行為遂行的」(1)でもあり、わたしたちをイエスに一致させます。同じ生き方をするために、同じ信仰に結ばれるよう福音書は読者に求めます。ヨハネによる福音書は、至聖なる語り手——言(ことば)、神であることば——が、ご自身について語られたことを伝えて、「父のふところにいる独り子である神、この方が神を語られたのである」(ヨハネ1・18参照)。わたしが「語られた」という表現にしたのは、このことばの原語 *exeghésato* (示された)は、「啓示された」とも「語られた」とも訳せるからです。神は自ら、わたしたち人間の中にご自分を織り込むことにより、わたしたちの物語を織る新しい方法を示してください。

4. 新たにされる物語

キリストの物語は過去の遺産ではありません。それは、今もたえず進行中の、わたしたちの物語です。神は受肉して人となり、歴史となるほどに、人間、わたしたち肉なる者、わたしたちの歴史を深く気遣っておられることを、その物語は示しています。また、人間の物語には、取るに足らない無意味な話など一つもないことも伝えていきます。神が物語になられたのですから、人間の物語はそれぞれが、ある意味で神聖なのです。御父は、一人ひとりの物語の中に、地に下られた御子の物語を再び見ておられます。どんな人の物語にも、否定しえない尊厳があります。ですから人間は、イエスが引き上げてくださった、目もくらむようなすばらしい最高傑作の物語にふさわしいのです。

聖パウロは次のように記しています。「あなたがたは、……墨ではなく生ける神の霊によって、石の板ではなく人の心の板に、書きつけられた手紙です」(二コリント3・3)。神の愛である聖霊が、わたしたちの中に書きつけておられます。そして、書き記しながら、善をわたしたちの中に留め置き、そのことを思い起こさせてください。実際、「思い起こさせる (*ri-cordare*)」とは、心に記す、心に「書きとどめる」ことを意味します。どんな物語も、たとえだれからも忘れ去られたものや、滅裂な文でつぶられたように見えるものであっても、聖霊の働きによって導かれ、傑作となって息を吹き返し、福音書に添えられる物語となることができます。アウグスティヌスの『告白』然り、イグナチオの『ある巡礼者の物語』然り、幼いイエスのテレジアの『ある霊魂の物語』然り。『いいなずけ』、『カラマーゾフの兄弟』然りです。神の自由と人間の自由の出会いを見事に描いた数えきれないほど多くの他の物語も同様です。わたしたちはだれもが、人生を変えてくださる愛なるかたをあかした、福音の香りのする、さまざまな物語に覚えがあります。そうした物語は、いつの時代も、あらゆる言語で、すべての手段によって、共有され、語られ、生きられなければなりません。

5. わたしたちを新たにする物語

わたしたちの物語は、どの偉大な物語の中にも見られます。聖書、聖人伝や、人間の魂を洞察してそのすばらしさを照らし出すことのできた文学作品を読むとき、聖霊は、自由にわたしたちの心に書き込みをし、神の目に映るわたしたちの姿の記憶をわたしたちの中で新たにしてください。わたしたちを造り、救ってくださった愛を思い起こすなら、日々の物語の中に愛を差し込むなら、日常の筋書き〔横糸〕をあわれみで織るなら、そのときわたしたちは、ページをめくっているのです。わたしたちはもはや、後悔や悲しみにつながれ、心を閉じ込めてしまう暗い記憶に縛られてはいません。それどころか、他者に対して自らを開くことで、語り手である神がまさに見ておられるものに向けて、自分自身を開いているのです。神に自分の物語を語ることは、決して無駄ではありません。たとえ出来事を記した年譜は変わらなくても、意味と見方は変わります。主に自分のことを語るとは、主がわたしたちと他者に向けておられるあわれみ深い愛の視界の中に入ることです。わたしたちは主に、自分が生きている物語を語り、他者のことを伝え、状況を打ち明けることができます。主とともに、ほころびや裂け目を修繕しながら、いのちの織物を再び織り上げることができるのです。皆さん、わたしたちはどんなに、そのことを必要としているでしょう。

そうしてわたしたちは、語り手である主——決定的な視点をもつ唯一のかた——のまなざしをもって、主要な登場人物たち、つまり今日の物語の中でわたしたちのすぐそばにいる役者である兄弟姉妹に歩み寄りませう。そうです。世界という舞台では、だれも端役ではありませんし、どの人の物語も、生じうる変化に開かれているからです。悪について語る時でさえ、あがないのための場を残すすべを学ぶことができます。悪のただ中の善のダイナミズムに気づき、善に働きの場を与えることもできるのです。

ですから、ストーリーテリングの論理に従うことでも、自分を宣伝することでもなく、神の目に映る自分の姿を記憶にとどめること、聖霊が心に記したことをあかしすること、そして神の物語の中には息をのむほどの驚きがあることを、あらゆる人に明かすことが肝心なのです。わたしたちにそれができるよう、ご自分の胎で神の人性を織りなしたかたに、そして福音で語られているように、ご自分に起きたすべての出来事の一つに織り上げたかたに、わたしたち自身をゆだねましょう。おとめマリアはまさに、すべてのことを心に納めて、思い巡らしておられました（ルカ 2・19 参照）。愛という柔和な力によって人生の結び目を解くすべを心得ておられるマリアに、助けを願い求めましょう。

一人の女性であり母であるマリアよ。あなたはその胎内で神のことばを織り、神の驚くべきわざをご自分の人生をもって語りました。わたしたちの物語に耳を傾け、心に納め、だれも聞きたがらない物語をもご自身の物語としてください。物語を導くよい筋道〔糸〕に気づくすべを教えてください。わたしたちの人生をもつれさせ、わたしたちの記憶を曖昧にさせる、幾重もの結び目に目を向けてください。あなたの繊細な手先は、どんな結び目も解くことができます。神の霊に満ちたかた、信頼の母であるマリアよ。わたしたちをも導いてください。平和の物語、未来の物語をつむげるよう、助けてください。そして、その物語をともにたどる道を指し示してください。

ローマ

サン・ジョヴァンニ・イン・ラテラノ大聖堂にて

2020年1月24日

聖フランシスコ・サレジオの記念日

フランシスコ

注

1. ベネディクト十六世回勅『希望による救い』2 参照。

「キリスト教のメッセージは『情報伝達的』なだけでなく、『行為遂行的』なものでした。すなわち、福音は、あることを伝達して、知らせるだけではありません。福音は、あることを引き起こし、生活を変えるような伝達行為なのです。」

今こそ原発の廃止を 英語版

※ “ABOLITION OF NUCLEAR POWER An Appeal from the Catholic Church in Japan”

『今こそ原発の廃止を 日本のカトリック教会の問いかけ』（2016年カトリック中央協議会）の英訳版（抄訳）を下記カトリック中央協議会のウェブサイトで公開しています。

<https://www.cbcj.catholic.jp/2020/07/08/20963/>

カトリック中央協議会 「会報」 2020年5・6・7・8月号 （通巻579号）

発行日 2020年7月20日

発行 宗教法人カトリック中央協議会 <https://www.cbcj.catholic.jp>

〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 電話 03-5632-4411 Fax 03-5632-4457